

RRS2013-2016 改正の変更点



国内施行日：2013年1月1日

2013年3月

公益財団法人 日本セーリング連盟ルール委員会

本資料について

- 本資料は、セーリング競技規則（以下RRS）2013-2016の、RRS2009-2012からの改正における変更点を整理、一覧、解説した、JSAFルール委員会の公式解釈資料です。
- 改正RRSにおける殆どの変更点が含まれていますが、意味が変わらない等、触れていない変更点もあります。
- RRSの原文（英文）には変更がなく、日本語訳文のみが変更された部分については、一部を除き、触れていません。

- **全体** : 前回よりも規模の大きな改正。
- **本則** : 総じてマイナーな改正。
 - うち、比較的影響の大きい改正がある。
 - 規則の構成変更により、よりわかり易くなった。
定義「避けている」、「当事者」、「マークルーム」 など
 - 昨今の艇種、運営の実態に則した変更。
定義「マーク」、規則25.3、41、49.2、50.4、70.1、86.1 など
 - 原文は変わらないが、より正確な日本語訳とした変更。
規則2、18.1 など



- **付則** :
 - B、E: 全面変更
 - F: 新たに「カイトボード」が追加（従来の付則Fは、付則Rに変更）
 - J、K、L: NOR、SI作成時に注意必要な変更が多数。

本書の見方

変更規則を記載

従来規則(RRS2009-2012)の内容を記載

※変更箇所は朱書きしてあります。

※この記載がないものは、
新規に追加された規則を示します。

改定規則(RRS2013-2016)の内容を記載

※変更箇所は朱書きしてあります

改定理由を記載

注意事項、変更のポイントなどを記載

定義;フィニッシュ

2009 艇体、または正常な位置にある乗員もしくは装備の一部が、次のいずれかの場合で**最終マークから**の**コースの方向でフィニッシュ・ラインを横切るとき**、艇はフィニッシュするという。

- ・最初るとき
- ・規則44.2に基づきペナルティを履行した後
- ・規則28.1に基づいてフィニッシュ・ラインで行った誤りを正した後

2013 艇体、または正常な位置にある乗員もしくは装備の一部が**コース・サイドからフィニッシュ・ライン横切るとき**、艇はフィニッシュするという。ただし、**フィニッシュ・ラインを横切った後に、次のいずれかの場合には、艇はフィニッシュしていない。**

- (a)規則44.2に基づきペナルティを履行する場合
- (b)規則28.2に基づきフィニッシュ・ラインで行った誤りを正す場合
- (c)コースの帆走を続ける場合

WHY コース・サイドから : 最終マークの方向が不明確な場合があるから
…フィニッシュしていない : 混乱を避けるため
コースの帆走を続ける場合 : 上下複数Lapのコースの場合など、
どこがフィニッシュかを明確にするため(Q&A2009-026参照)

! ・フィニッシュ後のコースの回りなおしは、従来通りできない。(Case112参照)
・フィニッシュ後のペナルティ履行を確実に視認しなければならない(得点が変わる)。



※付則の記述は、上記に沿わない箇所もあります。

序文;用語

2013

用語:「船舶(vessel)」は、あらゆるセールボートや船を指す。



従来、「艇」の意味は記載されていたが、「船舶(vessel)」についての記載はなかった。
意味は変わらない。



「船舶」(日本語訳では本語で統一している)は、大型船舶のみを指すのではないことに注意。



定義：フィニッシュ

2009

艇体、または正常な位置にある乗員もしくは装備の一部が、次のいずれかの場合で**最終マークからのコースの方向でフィニッシュ・ラインを横切るとき**、艇はフィニッシュするという。

- ・最初るとき
- ・規則44.2に基づきペナルティーを履行した後
- ・規則28.1に基づいてフィニッシュ・ラインで行った誤りを正した後

2013

艇体、または正常な位置にある乗員もしくは装備の一部が**コース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切るとき**、艇はフィニッシュするという。ただし、**フィニッシュ・ラインを横切った後に、次のいずれかの場合には、艇はフィニッシュしていない。**

- (a)規則44.2に基づきペナルティーを履行する場合
- (b)規則28.2に基づきフィニッシュ・ラインで行った誤りを正す場合
- (c)コースの帆走を続ける場合**



コース・サイドから : 最終マークの方向が不明確な場合がある

…フィニッシュしていない : 混乱を避けるため

コースの帆走を続ける場合 : 上下複数Lapのコースの場合など、

どこがフィニッシュかを明確にするため(Q&A2009-026参照)



定義;フィニッシュ



1. コース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切れば、「フィニッシュ」。
2. フィニッシュしたが、そのフィニッシュが「フィニッシュしていない」となるのは、以下の場合。

(1) 2回転(1回転)ペナルティーを完全に履行し、コース・サイドに完全に帆走した場合。
(定義「フィニッシュ」(a)参照)

※ (1) の後、フィニッシュ・ラインを横切れば「フィニッシュ」。

(2) コース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切らなかった等、フィニッシュ・ラインで行った誤りを修正する場合。

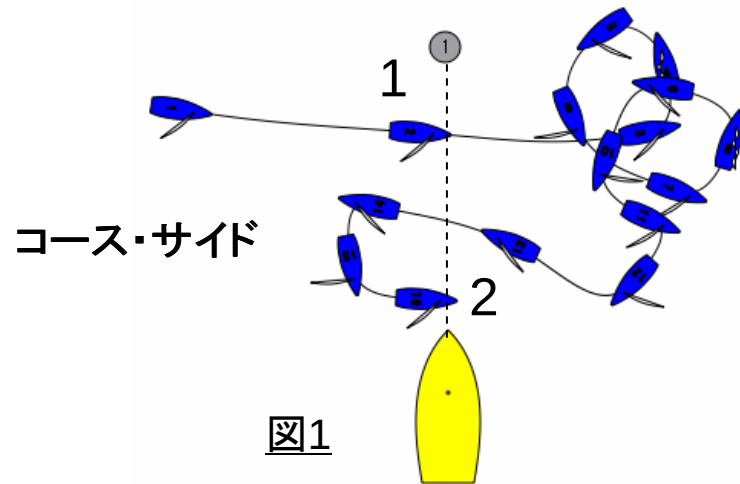
(定義「フィニッシュ」(b)参照)

※(2) の後、フィニッシュ・ラインを横切れば「フィニッシュ」。

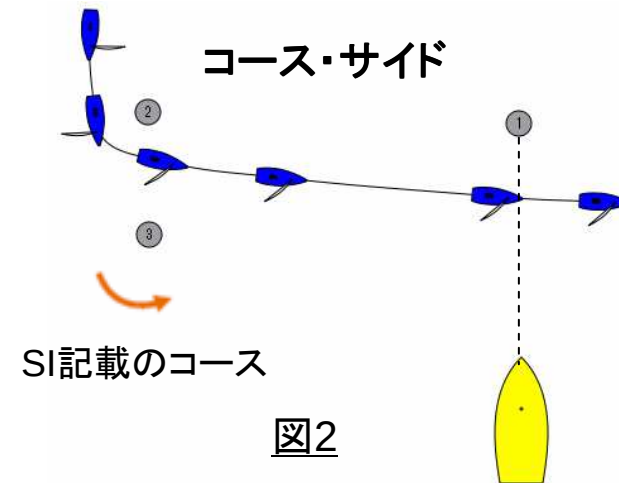
(3) SIに規定されたコースの途中で、フィニッシュ・ラインを横切った場合。
(定義「フィニッシュ」(c)参照)

定義;フィニッシュ

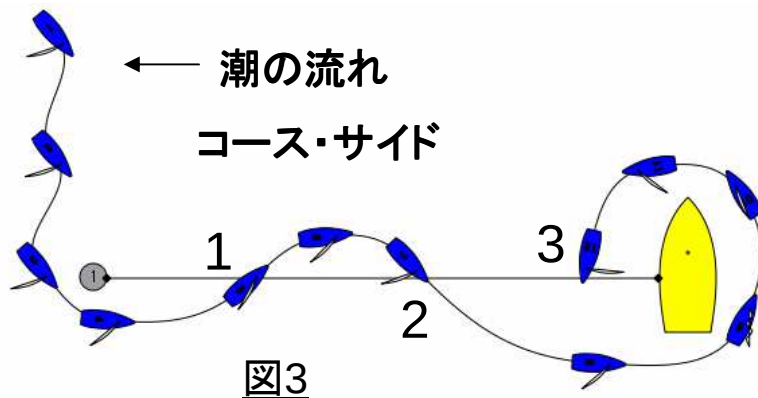
艇はいつフィニッシュしたか？



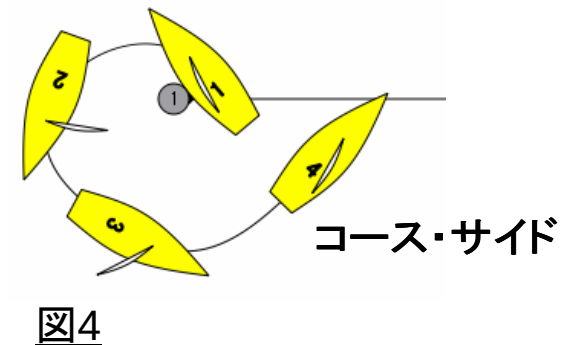
艇はフィニッシュしたか？



艇はフィニッシュしたか？
Yesの場合、それはいつか？

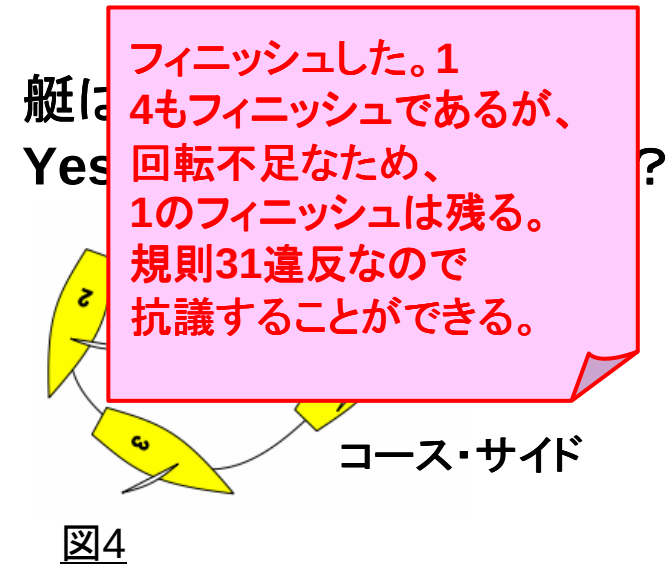
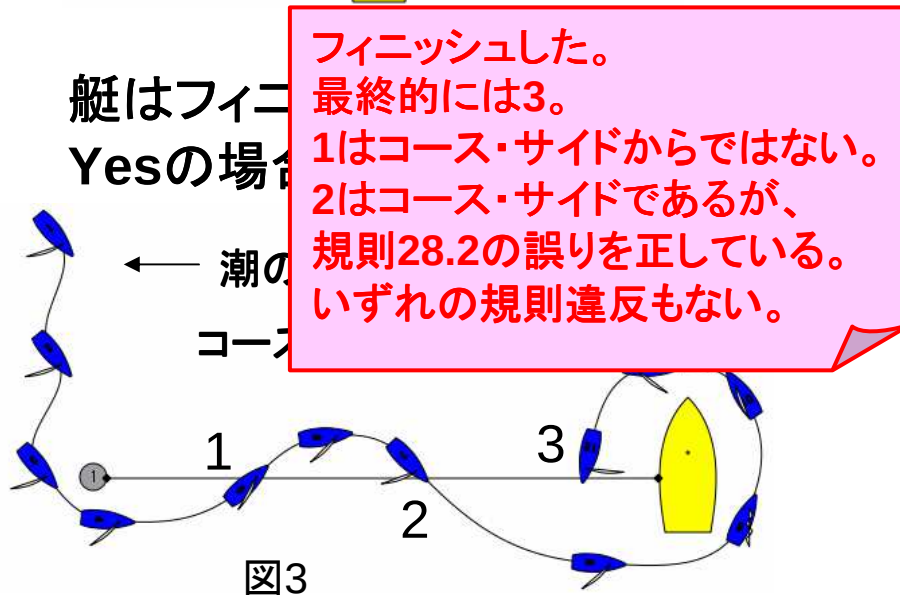
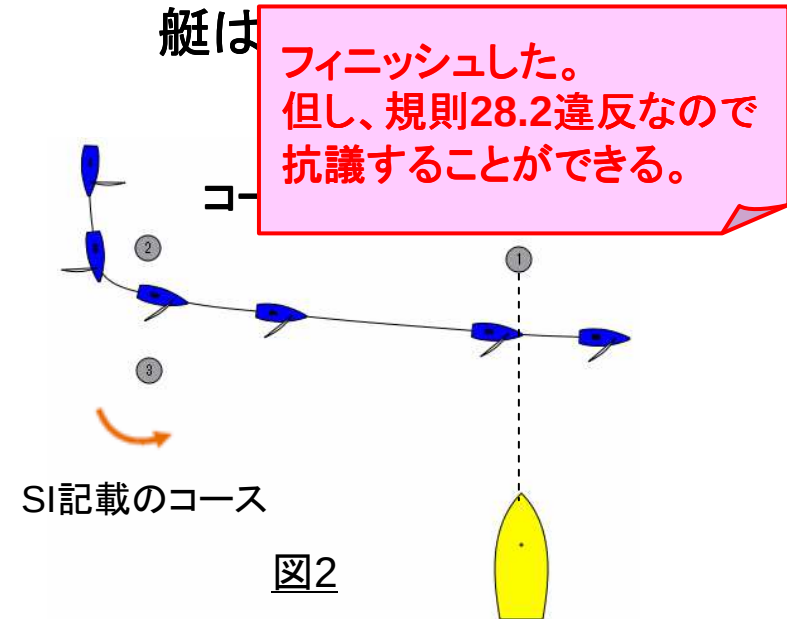
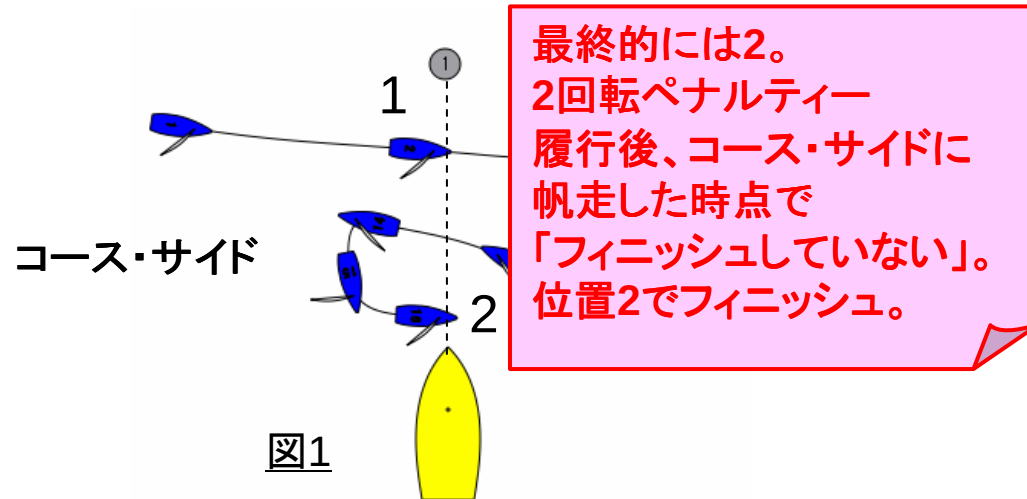


艇はフィニッシュしたか？
Yesの場合、それはいつか？



定義;フィニッシュ

艇はいつフィニッシュしたか？



定義：避けている

2009

次の場合、艇は**相手艇**を避けているという。

- ・回避行動をする必要なしに、**相手艇**が自らのコースを帆走することができる場合。
- ・艇が**同一のタック**でオーバーラップしているとき、**風下艇**が直ちに風上艇と接触することなく、自艇のコースをいずれの方向にも変更することができる場合。

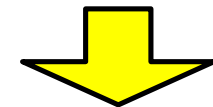
2013

次の場合、艇は**航路権艇**を避けているという。

- (a) **航路権艇**が、回避行動をとる必要なく自らのコースを帆走出来る場合
- (b) **艇がオーバーラップ**しているときに、**航路権艇**が直ちに接触することなく、いずれの方向にもコースを変更できる場合



本定義は、元々2つのことが書いてあり、それをクリアにした。
(日本語訳は、既に分けた記述としてある)



(b)にて「同一タック」がなくなった。従って、図5のような状況のとき、既にRは「避けていない」とされ、r10違反。

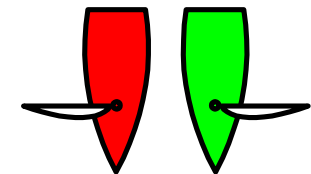


図5

定義：マーク

2009

帆走指示書において、艇の定められた側で通過するように求められている物体、およびレース委員会艇で、そこからスタート・ラインまたはフィニッシュ・ラインが伸びている航行可能な水面に囲まれているものをマークという。アンカー・ラインか、**マークに一時的に取り付けられたか**、または偶然に付着した物体は、マークの一部ではない。

2013

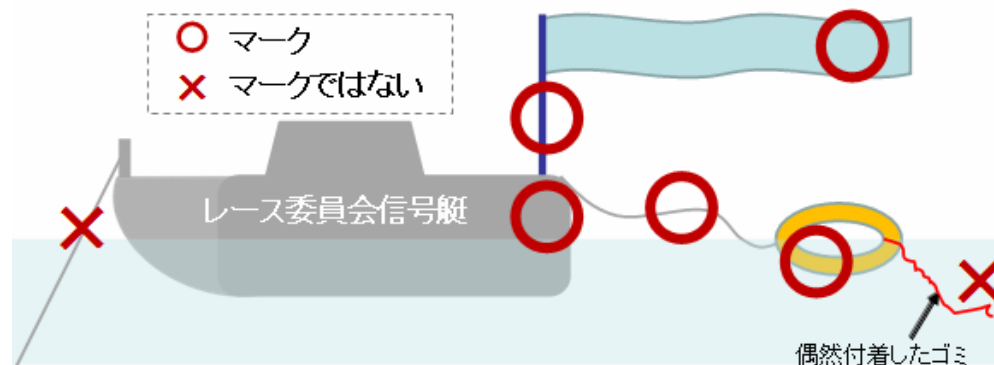
帆走指示書において、艇の定められた側で通過するように求められている物体、およびレース委員会艇で、そこからスタート・ラインまたはフィニッシュ・ラインが伸びている航行可能な水面に囲まれているものをマークという。アンカー・ラインか、マークに偶然に付着した物体は、マークの一部ではない。



RC信号艇のトランサムに付けたブイがマークではない場合、規則19や規則31も適用できない。



レース委员会は、本変更により、信号艇の保護が可能になる。



定義：マークルーム

2009

艇が**マークへ帆走するためのルーム**、その後**マーク回航中にプロパー・コースを帆走するためのルーム**をマークルームという。ただし、マークルームを与える必要がある艇の風上かつ内側にオーバーラップした場合を除き、マークルームには、タックするためのルームを含まない。

2013

艇が、求められた側でマークを通過するためのルーム。また

- (a) 艇のプロパー・コースがマークに向かって近づくことである場合、マークへ帆走するためのルーム
- (b) **コースの帆走に必要なだけマークを回航するためのルーム**

ただし、マークルームを与える必要がある艇の内側かつ風上でオーバーラップしており、**かつタックの後にマークをフェッチングすることになる**場合を除き、マークルームには、タックするルームは含まない。



- ・従来は、マークに近づかないコースがプロパー・コースである場合も含んでいた。
- ・'to the mark'や'at the mark'は、その移行の解釈が困難であった。
- ・マーク回航時のルームは広すぎた。「必要なだけ」で十分。
- ・従来の規則では、タックしてもフェッチングしない位置でのタックでも、タックのためのマークルームを与えなければならなかった。

タックしてフェッチングして
いなければならない



図6

定義; マークルーム



Yのマークルームは、「マークへ帆走するためのルーム」
(従来と変わらない)

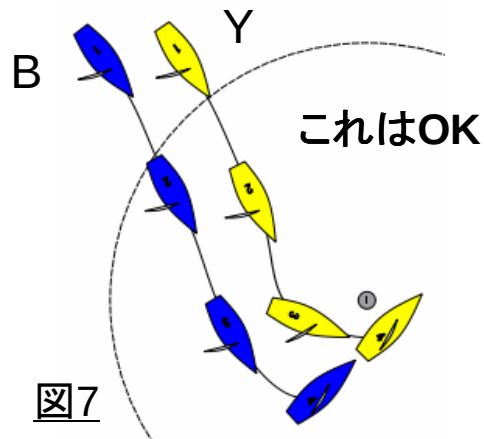


図7

プロパー・コースは
マークルームに
含まれない

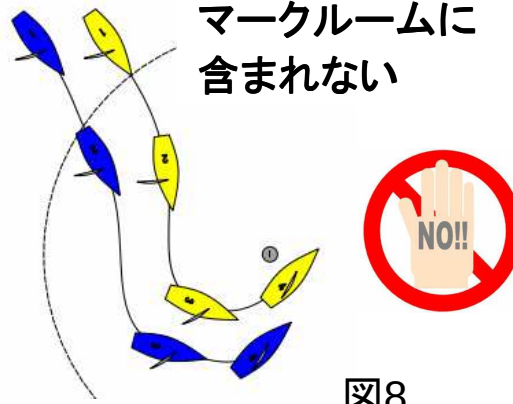


図8

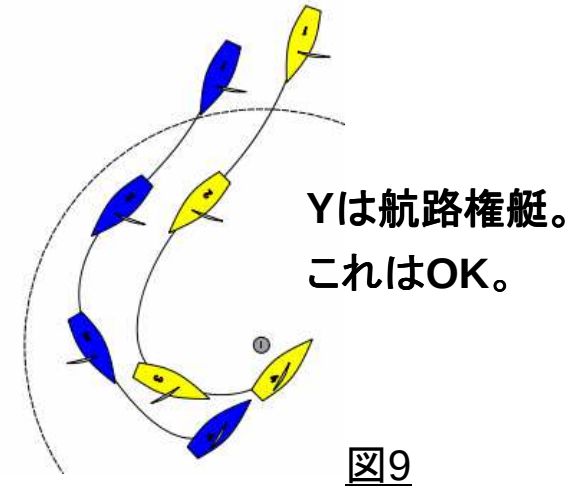


図9



Bのマークルームは、「コースの帆走に必要なだけマークを回航するためのルーム」
(従来と違う; 規則28の義務に従うだけのルーム)

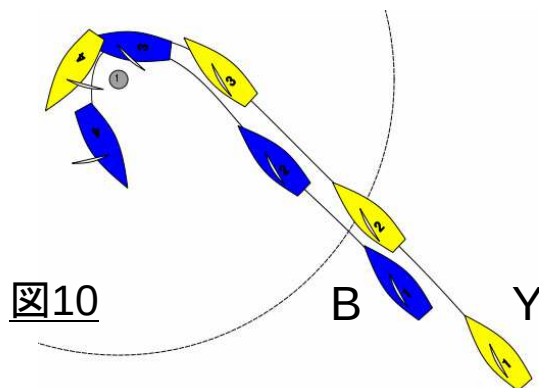


図10

従来は、Bのプロパー・コースがジャイブすることである場合、Bのマークルームはジャイブのルームも含んでいた。
(マッチ・レース・コール・ブックUMP22参照)

本改定により、Bのマークルームにジャイブのルームは含まない。

定義; マークルーム



図11のシナリオにおいて、GとBには規則18が適用されるので、GはBにマークルームを与えなければならない。

Bのマークルームは、

- ・「求められた側でマークを通過する」ので、そのためのルーム。
- ・ 但し、Bのプロパー・コースはマークに向かって近づくことではないので、マークへ帆走するためのルームはない。

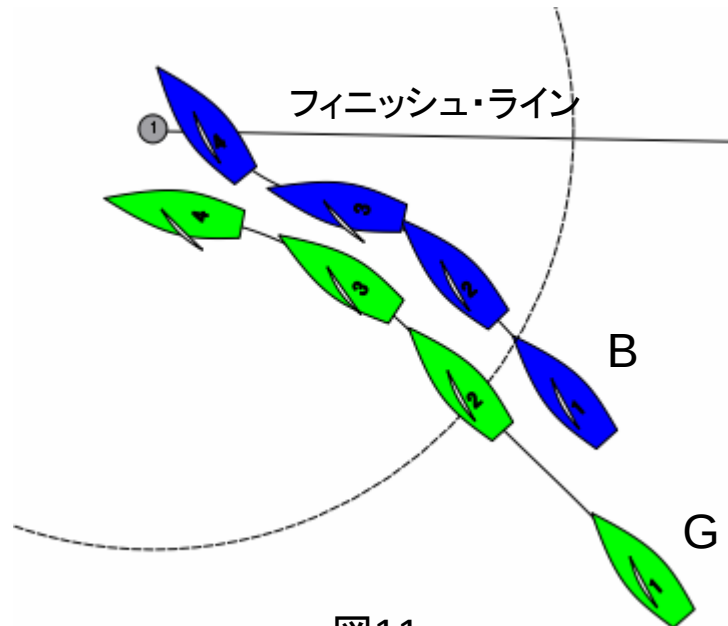


図11

Bはマークルーム以上のルームを得る資格はない。

GはBにマークルームを与えた。

Bは規則11違反。

定義; 当事者

2009

審問の当事者、すなわち、抗議者、被抗議者、救済を求めている艇、規則**69.1**に基づきペナルティを課せられる可能性のある艇または競技者、規則**62.1(a)**に基づき審問に関与するレース委員会または主催団体を当事者という。

2013

審問の当事者とは以下のものである。

(a) 抗議の審問では、抗議者、被抗議者。

(b) 救済要求では、救済を求めている艇、または**救済が求められている艇**、規則**60.2(b)**に基づく行動をしているレース委員会。

(c) **規則62.1(a)に基づく救済要求では、不適切な処置または不手際を起こしたと申し立てられた組織。**

(d) 規則 **69.2**に基づいてペナルティが課せられるかもしれない艇または競技者。

ただし、プロテスト委員会は決して当事者ではない。



イクイップメント・インスペクター、メジャラーの不適切な処置または不手際による救済は、従来救済の要件に入ってなかった。

関連変更

62.1(a) 大会のレース委員会、プロテスト委員会、主催団体、装備検査委員会または計測委員会の不適切な処置または不手際。(以降省略)



プロテスト委員会は、従来より当事者ではない。(当事者としての権利(上告等)はない)

定義: ルーム

2009

艇がシーマンらしいやり方で速やかに操船している間に、その場の状況で必要としている余地をルームという。

2013

艇がシーマンらしいやり方で速やかに操船している間に、その場の状況で必要としている余地をルームという。これには**2章の規則と規則31に基づくその艇の義務に従うための余地を含む。**



非航路権艇が、航路権艇の変針等により避けている義務に従えない状況は、ルームを与えていない事を明確化した。ケース・ブックでは採り上げられているが、RRSに組み込んだ。

- 例)
- ・3艇同一タックでO/Lapの際、Lが急速にラフしてMが応じきれない場合
 - ・RC信号艇に対して内側の艇に風下艇がラフし続ける場合
 - ・ゾーン内で風位を越える位置でタックをするためにラフを開始後、フェッチングしている艇のコース変更により規則18.3違反となる場合

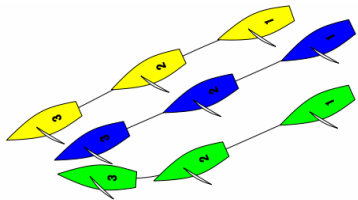


図12

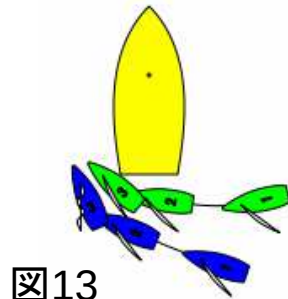


図13

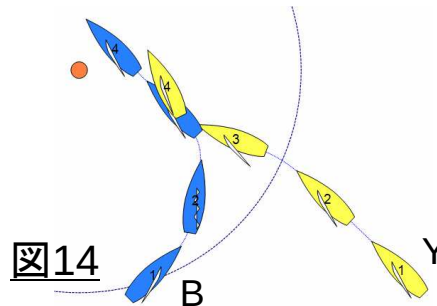


図14

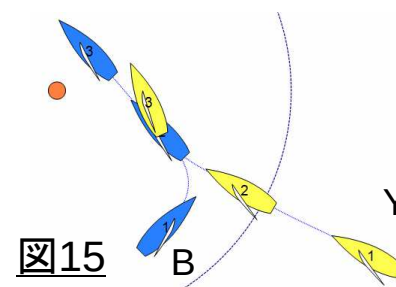


図15



図14: Yは、Bのタック動作開始後にベアすることによりBのr18.3の義務に従うための余地を与えなかったため、Yはr16.1違反。

図15: Bのタック完了までYはコース変更していない。Bはr18.3違反となる位置でタックした。よってBはr18.3違反。

2013

環境責任

参加者には、セーリング・スポーツが環境におよぼすいかなる悪影響も、最小限にすることが奨励される。



環境保護

関連変更

規則55 ごみの処分

競技者は、故意にゴミを水中に投棄してはならない。

4章前文

(以前省略) 規則55は、艇が水上にある時、常に適用される。

L24 ごみの処分

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。



- ・ 規則の対象が、「参加者」であることに注意。
選手、運営役員、支援者、応援者等すべてである。
- ・ SIにL24を適用することを推奨する。

規則2

2009

(以前省略)艇は、この原則に違反したことが**明らかにになった**場合にのみ、この規則に基づくペナルティーを課せられることがある。(以降省略)

A boat may be penalized under this rule only if it is **clearly established** that these principles have been violated.

2013

日本語訳
のみ変更

(以前省略)艇は、この原則に違反したことが**明確に立証された**場合にのみ、この規則に基づくペナルティーを課せられることがある。(以降省略)



従来は、原文の'establish'が、明確に表現できていなかった。



規則2の適用は、今回の日本語訳の通り、「明確な立証」が必要であり、安易に適用するものではない。



2章A節前文・規則14(b)

A節前文

2009

ある艇を他艇が避けている必要がある場合、ある艇は航路権を持つという。(以降省略)

2013

ある艇を他艇が避けている必要がある場合、ある艇は他艇に対して航路権を持つという。
(以降省略)



従来は、「ある艇」は全ての艇に対して航路権があるとの解釈にもなる。



実質的に影響なし。

規則14(b)

2009

損傷または傷害を伴う接触がなければ、この規則に基づくペナルティーを課せられることはない。

2013

この規則に違反したとしても、接触によって損傷または傷害が起きなかった場合には、免罪されなければならない。



「ペナルティーを課せられることはない」は、基本原則に反する。



審問の際、結論の書き方に注意。

2章C節前文

2009

C節の規則は航行可能な水面に囲まれたスタート・マークまたはそのアンカー・ラインにおいては、艇がスタートするためにそれらに近づいている時点から通過し終わるまで適用しない。

規則20を適用する場合、規則18および19は適用しない。

2013

C節の規則は、航行可能な水面に囲まれたスタート・マークまたはそのアンカー・ラインにおいては、艇がスタートするためにそれらに近づいている時点から通過し終わるまで、適用されない。



- ・従来、規則20適用する期間(始まりと終わり)が不明確。
- ・Hailing Boat とHailed Boatとの規則上の制限が不明確で、第3の艇との規則18、19が適用されないということも起こりうる。
- ・Hailing Boat は、Hailed Boatの風下かクリア・アヘッドなので、いずれも航路権艇であり、規則19.2(a)に基づきHailing Boatは自らのコースを選択できるので、規則20適用で規則19適用外の規則は不要。
- ・規則20は18.2とも矛盾があった。例えば、O/LapのPWとPLがゾーンに入り、S艇とミートするとき、PLはタックするためのルームを求めてHailするが、PWはPLに対しマークルームの資格がある。



規則20.2e にて、声をかけた時点から規則18.2適用しないとになっていることに注意。

規則18.1 / 18.2(c)

規則18.1

2009

規則18は、艇の同一の側で通過することが求められているマークで、少なくともそのうちの1艇がゾーンに入っている場合に適用する。(以降省略)

2013

日本語訳
のみ変更

規則18は、マークを艇の同一の側で通過することが求められている複数の艇間で、少なくともそのうちの1艇がゾーンに入っている場合に適用される。(以降省略)



「…マークで」よりも、「マークを通過する艇」とした方が、原文の意味に近い。

規則18.2(c)

2009

(以前省略) その艇はオーバーラップが解けたり、新しいオーバーラップが始まったとしてもマークルームを与え続けなければならない。(以降省略)

2013

(1) その艇は、その後オーバーラップが解けたり、新しいオーバーラップが始まったとしてもマークルームを与え続けなければならない。

(2) その艇がマークルームの資格がある艇の内側にオーバーラップした場合には、オーバーラップが続いている間、相手艇がプロパー・コースを帆走するルームもまた与えなければならない。

(以降省略)



新設の(2)は、マークルームを与えなければならない艇が内側にO/Lapした際の、マークルーム艇に対する権利、妨害を阻止するためのもの。

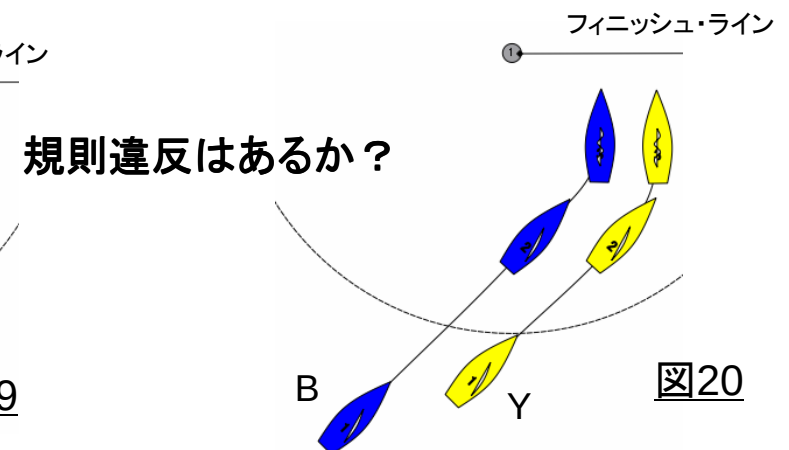
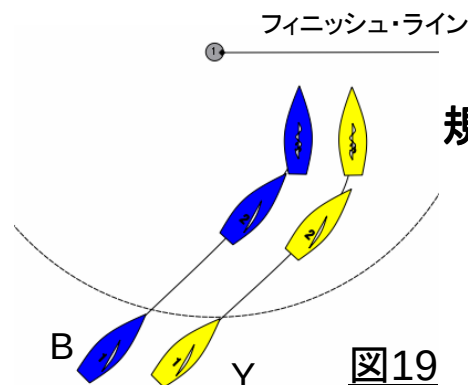
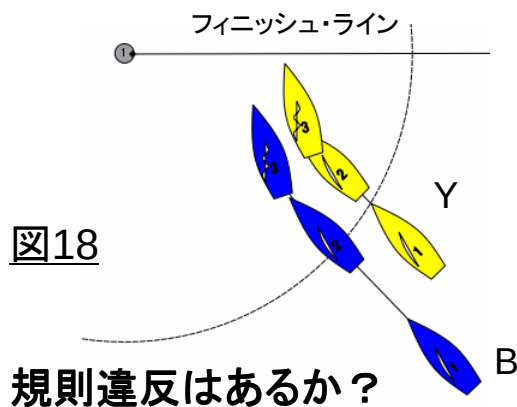
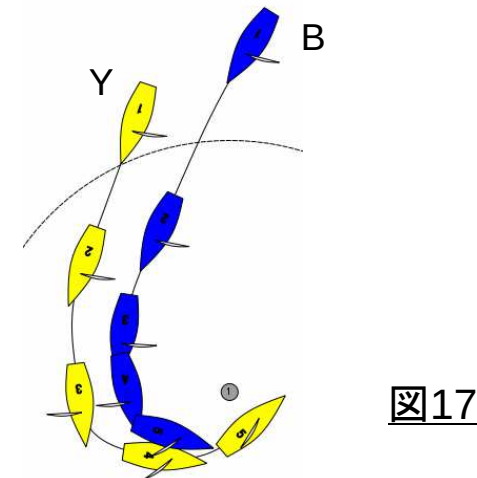
規則18.2(c)

図16、17のシナリオの場合、BはYにマークルームを与えなければならない。



Yのマークルームは、「コースの帆走に必要なだけマークを回航するためのルーム」。

だが、BがYの内側にO/Lapした場合、O/Lapが続く限り、Yにはマークルーム以上に「プロパー・コース」のルームが得られる。



規則18.2(c)

図16、17のシナリオの場合、BはYにマークルームを与えなければならない。



Yのマークルームは、「コースの帆走に必要なだけマークを回航するためのルーム」。

だが、BがYの内側にO/Lapした場合、O/Lapが続く限り、Yにはマーク「プロパー・コース」のルームが得られる。

Bが規則18.2c、17違反。

BはYにマークルームとYのプロパー・コースのルームの両方を与えなければならない。

規則違反はない。

YはBにマークルームを与えなければならない。
Bのマークルームは、Bがマークの定められた側で通過するためのルームのみ。
YはBにマークルームを与えた。

規則違反はない。

BはYにマークルームとYのプロパー・コースのルームを与えなければならない。
Yのマークルームは、Yがマークの定められた側で通過するためのルームのみ。
BはYにマークルームを与えた。
Yはプロパー・コース以上のルームを求めたが、Yは航路権艇であり、Bは規則11に基づき避けていた。

図18

規則違反はあるか？

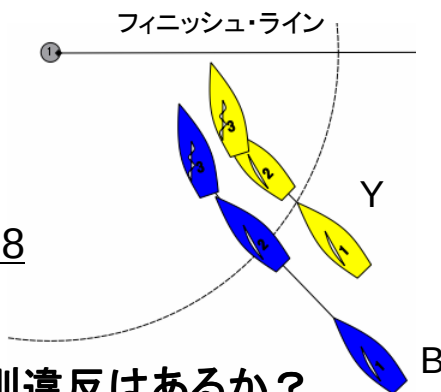


図19

規則違反はあるか？

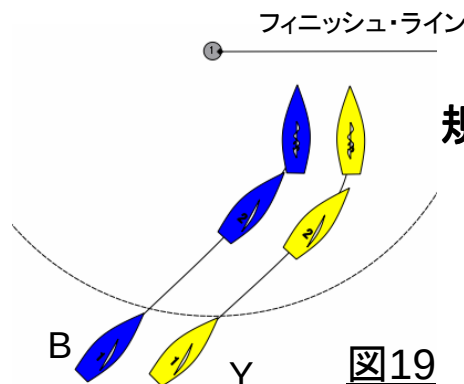
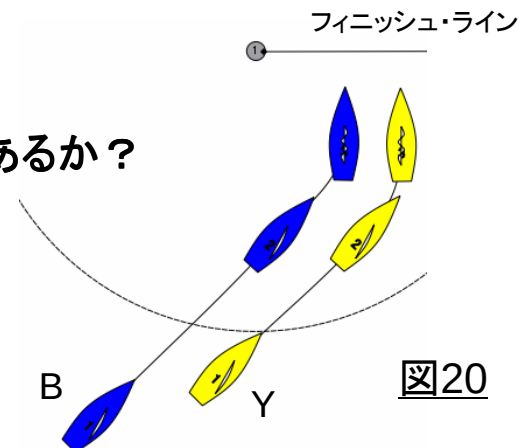


図20



規則18.2(c)

以下、3つのインシデントにおいて、規則違反はあるか？

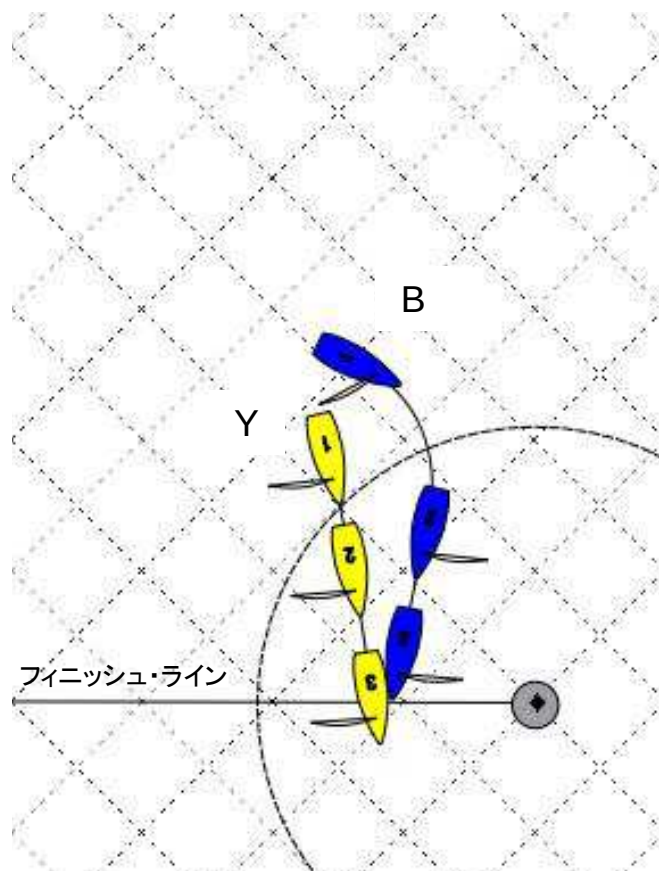


図21

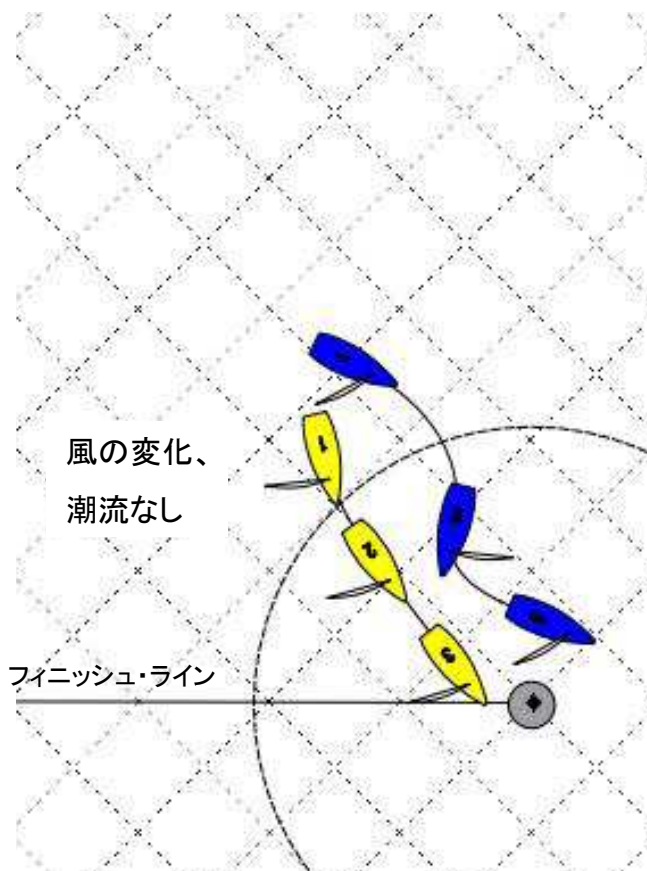


図22

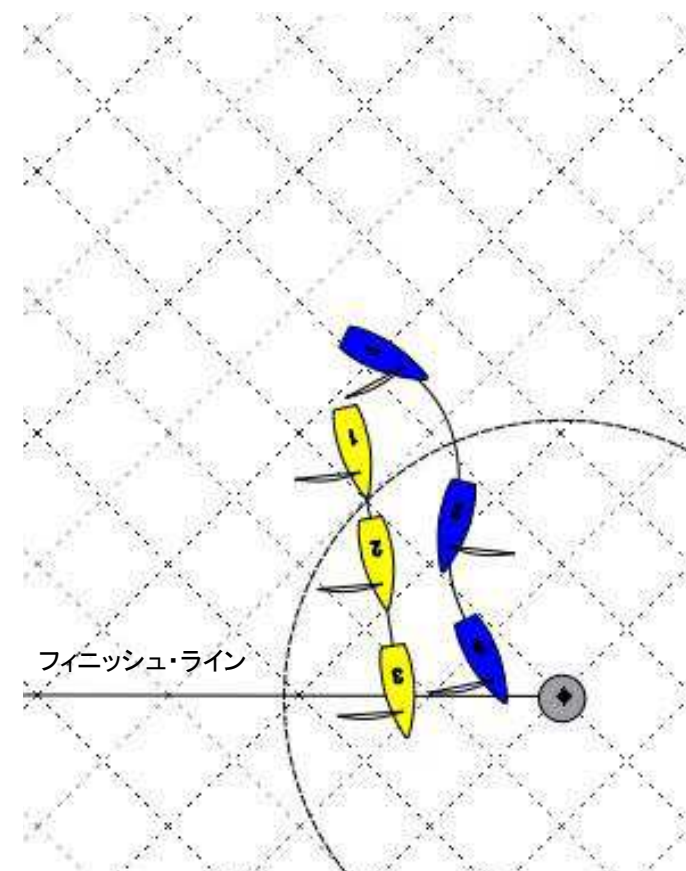


図23

規則18.2(c)

Bは規則18.2(c)(2)、14違反。

Yの規則10違反は規則21で免罪。
損傷・傷害がなければ
規則14違反も免罪。

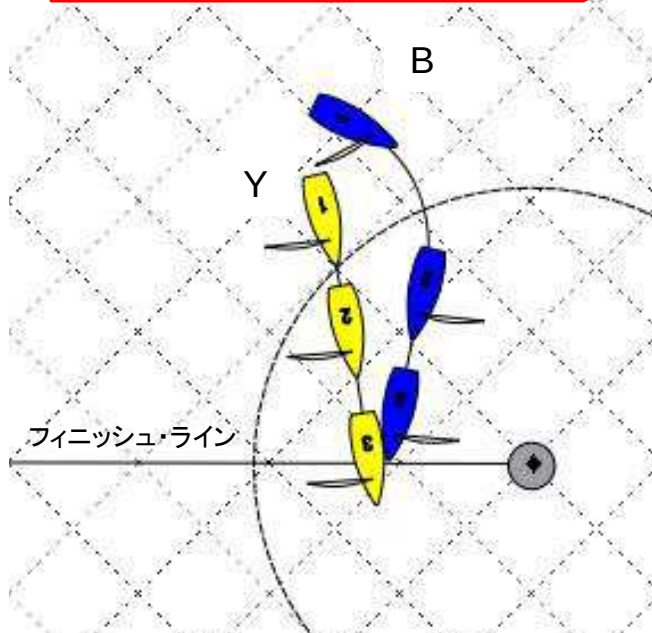


図21

Yは規則10違反。

Yはプロパーコースを帆走していないので、
規則18に基づく以上のルームを求めた。
従って規則21の免罪はない。

旧規則ではマークルームに
マークへ帆走するルームが
含まれていたため、免罪された。

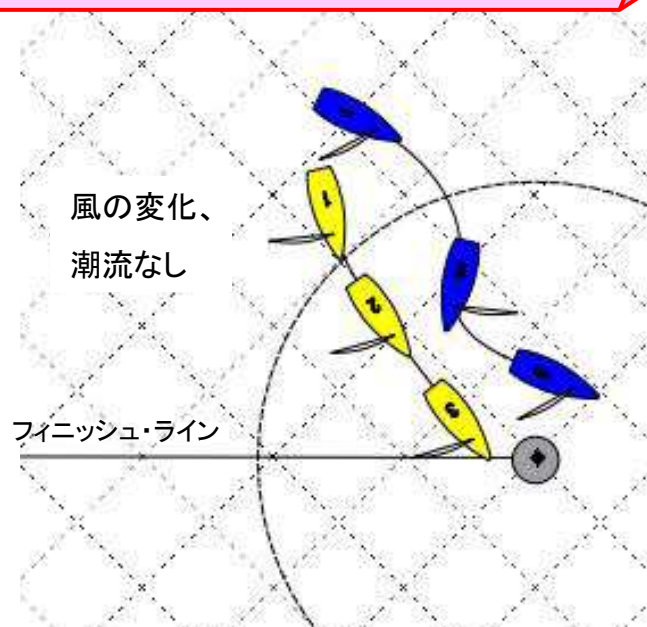


図22

規則違反はない。

Yの規則10違反は
規則21で免罪。
BはYに規則18.2(c)(2)に
基づくルームを与えている。

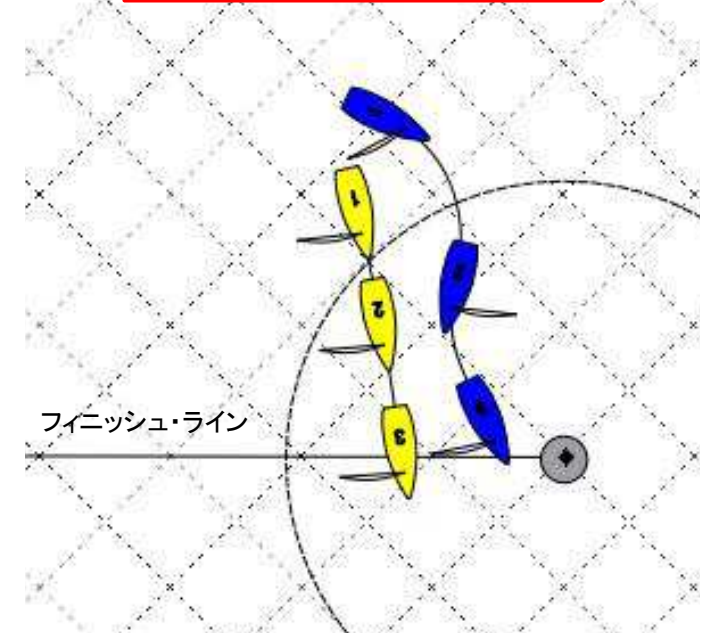


図23

規則18.2(e)

2009

艇がクリア・アスターンから内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときから、外側艇がマークルームを与えることができない場合には、マークルームを与える必要はない。

2013

艇がクリア・アスターンから、**あるいは他艇の風上でタックすることによって**内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルームを与えることができない場合には、マークルームを与える必要はない。

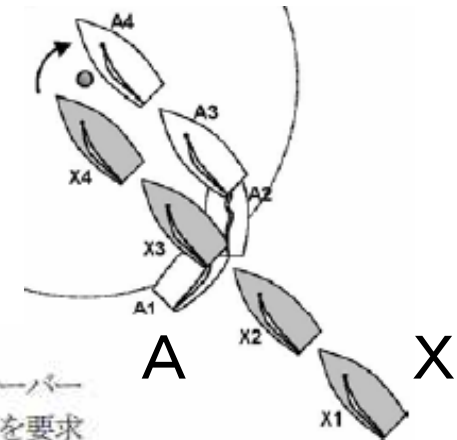


風上マークが時計廻りのコースで、艇速が異なる艇間を想定したもの。
(チーム・レース・コール・ブックE6のシナリオを想定)

<チーム・レース・コール・ブックE6(2009年版)>

Xにペナルティーを課す。

Xはマークをフェッチングしていないので規則 18.3 は適用されない。両艇がオーバーラップした時点で、規則 18.2(a)はXに対して、Aにマークルームを与えることを要求している。XはAにマークルームを与えなかったので規則 18.2(a)に違反している。



→ 位置3でXがAにマークルームを与えられない場合、与えなくてもよくなった。



マークルームを与える必要がある艇が、最大限マークルームを与える努力をしたかどうか、本規則適用のポイント。

規則18.3(a)

2009

マークに近づく場合のタッキング

反対タックの2艇がマークに近づいており、そのうちの1艇はマークをフェッチングしており、もう一方の艇がタックを変更し、結果的にゾーン内で規則13に従わなければならない場合には、それ以降規則18.2は適用しない。(以降省略)

2013

ゾーン内でタックする場合

ゾーン内で艇が風位を超えて、その後マークをフェッチングしている艇と同じタックになる場合には、それ以降規則18.2はそれらの艇間では適用されない。(以降省略)



- ・「マークに近づく」は、曖昧かつゾーン外の艇も含むと解釈できて、規則18.1と矛盾。
- ・「2艇」は、3艇以上のシナリオに適用できない。
- ・ポートの2艇が共にSにタックする場面でも、適切に対処できる。
- ・複数のS艇が共にクロスホールドよりラフした場合でも、本改定にてタックした艇にペナルティーを課せられる。



図24のインシデントにおいて、
従来は、GはYに対し規則18.3a違反。
BはYの規則11の義務に従った。
今回、GはYとBに対し、規則18.3a違反。

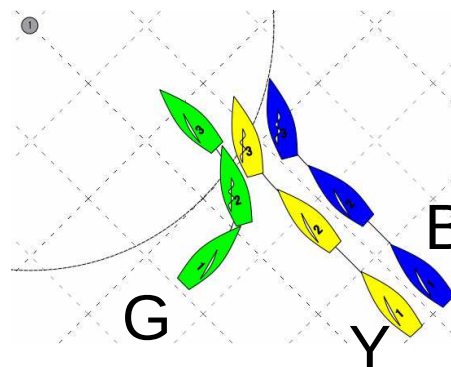


図24

規則20

2009

- 20.1 声をかけることと応じること
- 20.1 免罪
- 20.3 声をかけてはならない場合

2013

- 20.1 声をかけること
- 20.2 応じること
※免罪は削除(21に統合)
- 20.3 声かけをさらに別の艇にする場合

20.2(b) 声をかけられた艇は、声をかけた艇が規則**20.1**に違反しているとしても、応じなければならない。

20.2(e) 艇が声をかけた時から、その艇がタックしたり声をかけられた艇を回避するまで、規則**18.2**はそれらの艇間には適用されない。

20.3 声掛けをさらに別の艇にする場合

タックするルームの声をかけられた艇が、タックすることによって応じようとする場合、もう1艇の同一タック艇に、タックしてその艇を回避するためのルームを求めて声をかけることができる。
その艇は自身の声かけが規則**20.1**の条件を満たしていなくとも、声をかけることができる。規則**20.2**は自艇と自艇が声をかける艇との間で適用される。

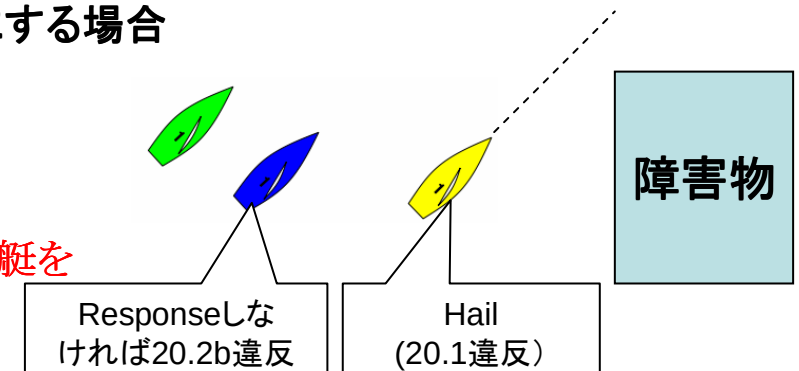


図25

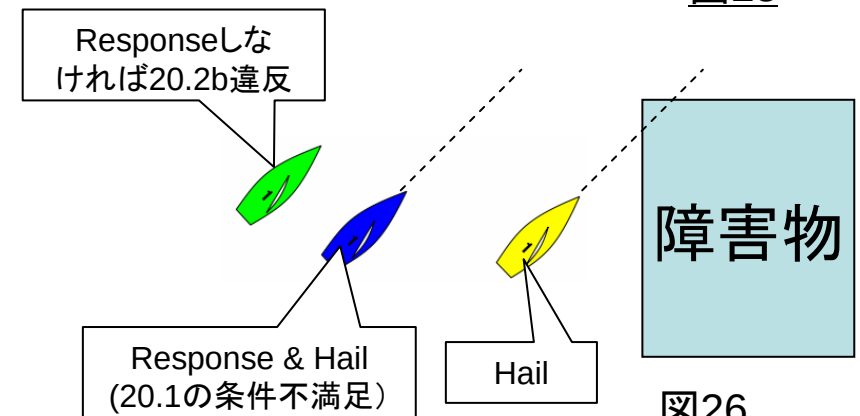


図26



- ・規則構成の変更。さらに第3の艇に対する規則も含め、より包括的なものとした。
- ・従来は、声を掛けた艇と相手艇との間の権利、制限が不明確であった。

規則21

2009**18.5 免罪****20.2 免罪**

} 削除

2013**21 免罪**

C節の規則に基づくルームまたはマークルームを得る資格のある艇が、そのルームまたはマークルームを帆走している場合、ルームまたはマークルームを与える必要がある艇とのインシデントにおいて、次の場合、資格のある艇は免罪されなければならない。

(a) A節の規則または規則15あるいは16に違反した場合。

(b) 規則31に違反せざるを得なくなった場合。

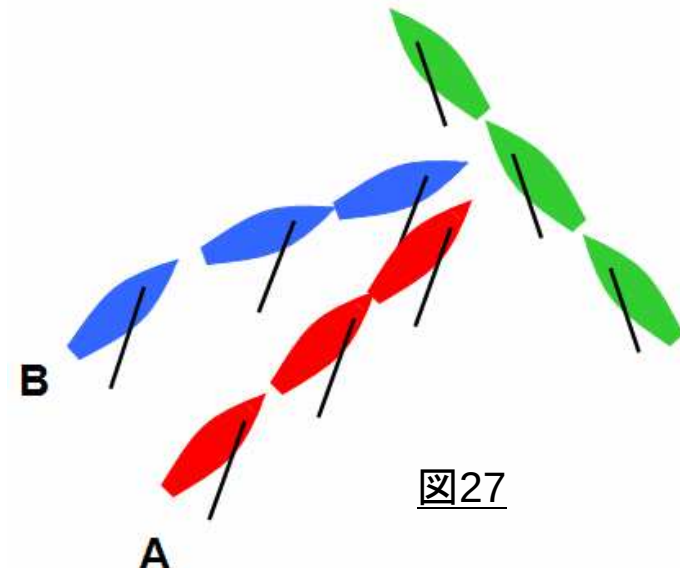


規則19も規則18、20と合わせるべき。



図27のインシデントにおいて、

- ・Bは規則11違反だが、規則21により免罪
- ・Aは規則19.2(b)違反



規則22.3 / 25.3

規則22.3

2009

セールを逆に張って後進している艇は、そうでない艇を避けていなければならない。

2013

セールを逆に張って**水面に対し**後進している艇は、そうでない艇を避けていなければならない。



従来、「後進」が不明確だった。

例) 上げ潮のとき、Backing Sailで後進しているが、地理的(緯度経度)上は不変のとき、
本規則適用するのかが不明確だった。(マッチ・レース・コール・ブックUMP2参照)

規則25.3

2013

レース委員会は、**旗あるいは同様の外観の他の物を使用することで、視覚信号を掲揚することができる。**

関連変更

規則33 「三角形(赤色の長方形)の旗またはボード」→「三角形(赤色の長方形)」



最も重要なことは、信号を競技者に届かせること。

そのために、規則で規定されている形状の旗、ボード等でも良いとすべき。



C旗などはボードを使う等、既に慣例的に行われているため、影響はない。
しかし、競技者に対し、規則に定められた形状であると容易に認識ができることが必要。

規則28

2009

28.1 艇は、スタートし、**それぞれのマークを正しい順序で定められた側で通過し**、フィニッシュしなければならない。**スタート後**フィニッシュするまでのその艇の航跡を示す糸を(以降省略)

(a) それぞれのマークを定められた側で通過。 **(b)(c)**は省略

艇は、この規則に従うために誤りを正すことができる。フィニッシュ後は、艇はフィニッシュ・ラインを完全に横切る必要はない。

28.2 艇は、その艇がいるレグの起点(以降省略)。**ただし、艇は、スタートするためにプレスタート・サイドからスタート・ラインに近づいている場合、スタート・マークを定められた側で通過しなければならない。**

2013

28.1 艇はスタートし、**帆走指示書で定められたコースを帆走し**、フィニッシュしなければならない。その間、艇がいるレグの起点(以降省略)。フィニッシュ後は、艇はフィニッシュ・ラインを完全に横切る必要はない。

28.2 **プレスタート・サイドからスタートするためにスタートラインに近づき始めた時から、フィニッシュするまでの艇の航跡を示す糸を(以降省略)**

(a) それぞれのマークを定められた側および**正しい順序で**通過。

フィニッシュしていない場合に限り、この規則に従うために誤りを正すことができる。

規則28



- ・帆走指示書で定められたコースを帆走し : 従来の28.1aとの記述ダブリ回避
- ・プレススタート・サイドからスタートするためにスタートラインに近づき始めた時から :
本来「スタート後」ではなく、今回変更した時点からが妥当
- ・フィニッシュしていない場合に限り : 2001まではあったが、2005から消滅した。入れるべき。
現在はCase112中の記述による解釈に止まっている。



- ・SIにはコースの記述がなければならない。
- ・競技者がコースの誤りを直せるのは、以下の場合のみである。
 - ① フィニッシュ・ライン通過前(規則28.2参照)
 - ② フィニッシュ・ライン通過後、
 - ペナルティー回転を行い、フィニッシュ・ラインを再度コース・サイドから通過する前まで。(定義「フィニッシュ」(a)参照)
 - フィニッシュ・ラインで行った誤りを修正し、フィニッシュ・ラインを再度コース・サイドから通過する前まで。(定義「フィニッシュ」(b)参照)

規則29.1 / 33

規則29.1

2009

(以前省略) これらの艇すべてがスタート・ラインまたはそのどちらかの延長線のプレ・スタート・サイドに**完全に入るまで**、また規則30.1を適用している場合には、それに従うまで、X旗は掲揚しておかなければならない。(以降省略)

2013

(以前省略) これらの艇すべてがスタート・ラインまたはそのどちらかの延長線のプレスタート・サイドに**完全に帆走するまで**、また規則30.1が適用されている場合には、それに従うまで、X旗は掲揚しておかなければならない。(以降省略)



従来の原文の意味は、「完全にいるまで」であり、対象のすべての艇が「完全にプレスタート・サイドにいる」ことは、あり得ない。

本件、日本語では従来より「完全に入るまで」としており、特に影響はない。

規則33

2009

(以前省略) **全ての艇がレグを帆走し始める前に信号を発することで**、(中略)レグを変更することができる。(以降省略)

2013

日本語訳
のみ変更

(以前省略) **すべての艇に対し、そのレグを帆走し始める前に信号で知らせることによって**、(中略)レグを変更することができる。(以降省略)



本規則の意味である、各艇に「知らせる」ことであることを明確にした。

(従来は、フリートの先頭艇がレグに入る前のみで可、とも解釈できてしまっていた)

規則41

2009

艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない。

- (a) 病気の、または負傷している乗員に対する援助。
- (b) 衝突後、離れる為に相手艇の乗員から受ける援助。

2013

艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない。

- (a) 病気または負傷しているか、または**危険な状態にある**乗員に対する援助。
- ((b)(c)(d)省略)

ただし、規則**41(a)**に基づいて受けた援助により、そのレースにおいて明らかに有利を得た艇は、抗議され、ペナルティーを課されることがある。この規則によるペナルティーは、失格より軽減することができる。



危険な状態にある乗員への救助義務は、規則1に規定されているが、複数の艇が本状態になったときの公平性を確保すべきである。



- ・落水して艇から離れ、危険な状態にある乗員を救助を受けることは、規則41違反ではない。

規則42.3(c)

2009

風上に向かうビートの場合を除き、サーフィング(急速に加速しながら波の**風下側**を下ること)、またはプレーニングが可能な場合には、乗員はサーフィングまたはプレーニングを開始する目的で、**どのセールをコントロールしているシートやガイでも**、引き込んでよい。(以降省略)

2013

風上に向かうビートの場合を除き、サーフィング(急速に加速しながら波の**前面**を下ること)またはプレーニングが可能な場合には、乗員はサーフィングまたはプレーニングを開始する目的で、**どのセールでも**引き込むことができる。(以降省略)



従来の規則は、風と波が同一方向にあることを想定するものであったが、前日の風による波が残っているなど、風と波の方向が異なる場合があり、結果的に波の風上側を下る場合、違反となっていた。今回、そうした事態を是正した。



- ・風の方角と一致していなくとも、波の前を下る(開始する)ためであれば、OK。
- ・「シートやガイ」の言葉がなくなったので、ブームを持ってパンプすることもOK。

規則42.3(e) / (h)

規則42.3(e)

2013

バテンが裏返っている場合には、艇の乗員はバテンが正しく返るまで、セールをパンプすることができる。この行動は、艇を明らかに推進する場合には、許されない。



通常良く見かける行動。バテンを正しくして帆走させるべき。



バテンが返ってない艇が、パンプしてバテンが戻り、さらに続いてパンプした場合、バテン返しのためのパンプは許されるので、禁止行動は1回となり、それだけでは違反ではない。

規則42.3(h)

2009

座礁後または他艇や物体と衝突した後、それから離れるために、艇は両艇の乗員の力および推進機関以外の装備による力を用いてもよい。(規則42.3(g))

2013

座礁後、または他の船舶や物体と衝突後、それらから離れるために、艇は自艇または相手の船舶の乗員の力、および推進エンジン以外の装備による力を用いてもよい。ただし、エンジンの使用は規則42.3(i)により許されることがある。



42.3i にて、SIに記載することでエンジンの使用が認められていることへの整合。



船舶(vessel)は、セール・ボートを含む船を表すことに注意(序文「用語」、規則41(b)参照)

規則44.1

2009

レース中に、第2章の規則に違反したかもしれない艇は2回転ペナルティーを履行することができ、規則31に違反したかもしれない艇は1回転ペナルティーを履行することができる。帆走指示書は、得点ペナルティーまたはその他のペナルティーの適用を規定することができる。

2013

レース中に、**1件のインシデントで1つかそれ以上の**第2章の規則に違反したかもしれない艇は、2回転ペナルティーを履行することができる。規則31に違反したかもしれない艇は1回転ペナルティーを履行することができる。別の方法として、帆走指示書により得点ペナルティーまたはその他のペナルティーの適用を規定することができる。その場合、**規定されたペナルティーを1回転または2回転ペナルティーと置き換えなければならない。**



1件のインシデントで1つかそれ以上の : 規則に明記されていなかった。

規定された・・・置き換えなければならない : SIに得点ペナルティー適用と記載されたとき、従来規則では、回転ペナルティーと置き換えるのか、競技者が選択できるのかが不明確だった。



実質的に影響なし。

- ・既に1つのインシデントで複数の違反があっても、ペナルティーは1つと判断している。
- ・得点ペナルティーを使われている例はない。

規則44.1(b)

2009

その艇が傷害または重大な損傷を起こしたり、違反により、そのレースあるいはシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、その艇のペナルティーはリタイアすることではない。

2013

その艇が傷害または重大な損傷を起こしたり、違反により、**ペナルティーを履行したとしても**そのレースあるいはシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、その艇のペナルティーはリタイアすることではない。



規則違反によって著しい有利さを得た場合、2回転ペナルティーを履行してもその有利さが消滅しない場合の措置について、従来の規則では記述が不明確。



- ・図28のような状況の際、艇Aのとるべき適切なペナルティーは、リタイアであろう。
- ・では、以下の状況下では、PCはどのような行動を採るべきだろうか？
 - (1) 他艇から抗議があり、審問。Aはリタイアしていない。
 - (2) 審問の場でAが1回転で済むことを選択してマーク・タッチしたと証言した。
- ・違反により、大幅な有利を得たか、レースに大きな混乱を招いた場合、ジャッジから抗議するべきである。

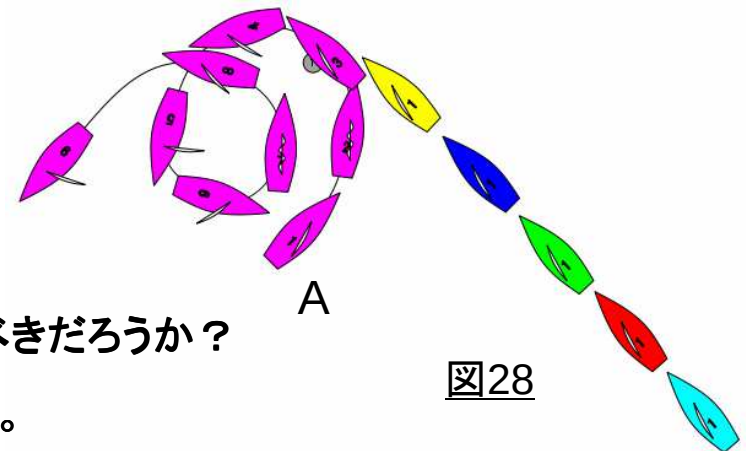


図28

規則48 / 49.2

規則48

2009

48 安全のため必要な場合、艇は、『海上における衝突予防のための国際規則』、または適用される国内法規で定められているとおりに、霧中信号を鳴らし、灯火を表示しなければならない。

2013

48.1 安全のため必要な場合、艇は、『海上における衝突予防のための国際規則』(**IRPCAS**)、または適用される国内法規で定められているとおりに、霧中信号を鳴らし、灯火を表示しなければならない。

48.2 艇はIRPCAS第十条「分離通航方式」に従わなければならない。



IRPCAS第十条は、すべての艇が遵守しなければならない国際規則である。
Q&A2010-002参照

規則49.2

2009

(省略)

2013

(以前省略) **クラス規則がライフラインの材質や直径の下限を規定していない場合、ライフラインは『ISAF外洋特別規定』で定められた仕様に適合していなければならない。**



ライフラインの材質や直径等の仕様は、ISAF外洋特別規定に詳しい。一貫性をもたせるべき。
(ワイヤーではない、ダイマー二等の材料も、ISAFが認めるようになった)

規則50.4 / 52

規則50.4

2009

ヘッドセールとスピネーカーとの違いは、ラフとリーチの midpoint で測定したヘッドセールのミッドガースがフットの長さの**50%**を超えず、その他の中間ガースもセールのヘッドからの同様の比率を超えていないことにある。(以降省略)

2013

規則**50**および**54**、および付則**G**では、ヘッドセールとスピネーカーとの違いは、ヘッドセールは、その幅がラフとリーチの midpoint で測定したときに、フットの長さの**75 %** 未満であることである。(以降省略)



最近のセール形状に合わせた。

規則52

2009

艇のスタンディング・リギン、ランニング・リギン、スパーおよび可動式の艇体付加物は、**人力**によってのみ調整され、操作されなければならない。

2013

艇のスタンディング・リギン、ランニング・リギン、スパーおよび可動式の艇体アペンデージは、**乗員の力**によってのみ調整され、操作されなければならない。



人力 (manual power) は、乗員の手のみで操作する解釈が生まれてしまう。

※日本語訳では上記解釈は既に生まれていない。

規則60.1(a) / 61.1(a)(3)

規則60.1(a)

2009

他艇を抗議する。ただし、第2章の規則違反の申し立てについては、そのインシデントに関与したか、または目撃した場合を除き、抗議することはできない。

2013

他艇を抗議する。ただし、第2章の規則**または規則31**違反の申し立てについては、そのインシデントに関与したか、または目撃した場合を除き、抗議することはできない。



まれに、噂話をもとにマークタッチで抗議出ることがある。

規則61.1(a)(3)

2013

インシデントが、コースの帆走に関する相手艇の誤りであった場合には、声を掛けることや赤色旗の掲揚は不要だが、その意思を、相手艇のフィニッシュ前か、フィニッシュ後の最初の妥当な機会に、相手艇に伝えなければならない。



規則28違反について、他艇からの抗議の意思伝達方法を明確化。



本規則は、艇から艇への抗議についての規則であり、RC、PCから艇への抗議は本規則の対象外である。

規則61.1(b)

2009

抗議しようとするレース委員会またはプロテスト委員会は、常識的にできるだけ早くその艇に伝えなければならない。ただし、抗議がレース・エリアで目撃したインシデントから起こっている場合には、レース委員会またはプロテスト委員会は、レース後規則**61.3**の抗議締切時刻までにその艇に伝えなければならない。

2013

レース委員会またはプロテスト委員会がレース・エリアで目撃したインシデントに関して艇を抗議しようとする場合には、レース後、規則**61.3**の抗議締切時刻までにその意志を伝えなければならない。その他の場合には、抗議の意思を常識的にできるだけ早くその艇に伝えなければならない。

WHY

Race Officialsがレース・エリアでインシデントを目撃したら、レース中だろうが構わずできるだけ早く抗議の意思を伝えなければならず、さらに抗議締め切り時刻までに掲示すると誤解している人がいる。



実質的な影響はない。



規則62.1 / 62.1(d)

規則62.1

2009

救済要求または救済を考慮するとのプロテスト委員会の決定は、レースまたはシリーズにおける艇の得点が、その艇の過失ではなく、次のいずれかの理由により明らかに悪くなったという主張または可能性に基づくものでなければならない。

2013

救済要求または救済を考慮するとのプロテスト委員会の決定は、レースまたはシリーズにおける艇の得点が、その艇の過失ではなく、次のいずれかの理由により明らかに悪くなったか、**または悪くなるかもしれないという**主張または可能性に基づくものでなければならない。



大会前、または大会中にNOR、SIが変更され、それがある艇にとって明らかに得点を悪くするものである場合のことを想定。

規則62.1(d)

2009

規則2に基づきペナルティーを課せられた艇、または規則69.1(b)に基づき**懲戒処置がとられた艇**。

2013

規則2に基づきペナルティーを課せられた艇、または規則69.2(c)に基づき**ペナルティーもしくは警告を受けた乗員の行動**。

規則62.2

2009

救済要求は書面で行わなければならない、**抗議締切時刻、またはそのインシデントから2時間後、のいずれか遅い方までに**、レース・オフィスに提出しなければならない。プロテスト委員会は、**正当な理由**がある場合には、その時刻を延長しなければならない。赤色旗は必要としない。

2013

救済要求は、**理由を特定した**書面でなければならない。救済要求がレース・エリアで起こったインシデントに基づくものである場合には、抗議締切時刻、またはそのインシデントから2時間後のいずれか遅い方までに、レース・オフィスに提出しなければならない。**それ以外の救済要求は、要求する根拠を知った後、常識的にできるだけ早く提出しなければならない**。プロテスト委員会は、**もっとも**な理由がある場合には、その時刻を延長しなければならない。赤色旗は必要としない。



まれに、理由が特定されていない救済要求がある。

その他の理由は、規則62.1の変更理由に含む。



レース後、公式掲示板にOCS等を見た後、救済要求を提出するまで、従来は2時間であったが、今回、「できるだけ早く」となっているので、救済要求提出時、自艇の得点を見てから提出までの時間とその間の行動を聞く必要がある。

規則63.6

2009

プロテスト委員会は、審問の当事者と証人の証言、および必要と思われるその他の証言を得なければならない。インシデントを目撃したプロテスト委員会のメンバーは、証言することができる。審問の当事者は、証言をするすべての者に質問することができる。(以降省略)

2013

プロテスト委員会は、審問に**出席した**当事者と証人の証言、および必要と思われるその他の証言を得なければならない。インシデントを目撃したプロテスト委員会のメンバーは、**当事者が出席している間に、目撃したという事実を述べなければならず**、証言することもできる。審問に出席した当事者は、証言をするすべての者に質問することができる。(以降省略)



出席した : 当事者等から証言を得なければならない、としながら、当事者が欠席のまま審問することを規定しないのはおかしい。

目撃した事実を述べなければならない : 当事者はすべての証言を聞き、質問する権利がある(規則63.3(a)参照)。これは、公平さを期すための審問の基本的プロセスである。

関連変更

M2.2 プロテスト委員会のメンバーがインシデントを目撃していたかどうかを確認する。目撃していれば、それぞれのメンバーに、当事者の前でその事実を述べるよう求める(規則63.6)。

M3.2 インシデントを目撃したプロテスト委員会のメンバーに証言することを許可する(規則63.6)。ただし、当事者がいる時でなければならない。証言するメンバーは、質問をされることがある。インシデントについて知っていることで、判決に影響を与えるであろうすべてのことを話すように、注意を払うとよい。そして、プロテスト委員会に留まることができる(規則63.3(a))。



ジャッジは、審問のプロセスにおいて、本件を遵守しなければならない。

規則64.1

2009

- (a) プロテスト委員会は、抗議の審問の当事者である艇が規則に違反したと判定した場合、他のペナルティーが適用される場合を除き、その艇を失格としなければならない。(以降省略)
- (b) 艇が適切なペナルティーを履行した場合、**規則64.1(a)は適用しない**。(以降省略)
- (c) ある艇が規則に違反した結果、他艇が規則に違反せざるを得なくなった場合、他艇は**規則64.1(a)を適用されず**、免罪されなければならない。
- (d) 艇がレース中でない時に規則に違反した場合には、その艇のペナルティーは、そのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに対して適用しなければならない。

2013

プロテスト委員会は、抗議の審問の当事者である艇が規則に違反し、**免罪されない**と判定した場合、他のペナルティーが適用される場合を除き、その艇を失格としなければならない。(中略) 艇がレース中でないときに規則に違反した場合には、その艇のペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用しなければならない。**ただし、**

- (a) ある艇が規則に違反した結果、他艇が規則に違反せざるを得なくなった場合、他艇は免罪されなければならない。
- (b) 艇が適切なペナルティーを履行した場合には、**それ以上のペナルティーを課してはならない**。(以降省略)
- (c) **レースが再スタートまたは再レースとなった場合には、規則36が適用される。**



「免罪」の追加 : 現状は、免罪される場合でも失格となってしまう。

規則36の追加 : 規則36に記載してあるが、5章の本規則にも記載すべき。

規則66 / 67

規則66

2009

プロテスト委員会が、自ら**重大な**誤りを犯したかもしれないと判断した場合、または妥当な時間内に重要な新しい証言が得られた場合、審問を再開することができる。規則F5に基づき各国協会より要求された場合、プロテスト委員会は審問を再開しなければならない。(以降省略)

2013

プロテスト委員会が、自ら**明らかな**誤りを犯したかもしれないと判断した場合、または妥当な時間内に重要な新しい証言が得られた場合、審問を再開することができる。**規則71.2**または**R5**に基づき各国連盟より要求された場合、プロテスト委員会は審問を再開しなければならない。(以降省略)



「明らかな」： 原文の'significant' は、他規則(例:規則62.1)と日本語の整合を図った。

各国連盟(国内では、最高審判委員会)が審問再開と裁決した場合も含めなければならない。(規則71.2参照)

規則67

2009

帆走指示書に記載している場合、プロテスト委員会のメンバーまたはプロテスト委員会が指名したオブザーバーがインシデントを目撃した場合に限り、プロテスト委員会は規則42に違反した艇に、審問なしにペナルティーを課すことができ、また、この規則に基づく失格は、その艇のシリーズの得点から除外してはならない。このペナルティーを課せられた艇には、レース成績の公示により通告しなければならない。

2013

削除

規則69.1 / 69.2

2009

規則69.1 プロテスト委員会による処置

プロテスト委員会は、自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告から、競技者が、規則またはグッド・マナーもしくはスポーツマンシップの重大な違反を犯したか、またはセーリング・スポーツの名誉を傷つけたと確信した場合、審問を召集することができる。プロテスト委員会は、申し立てられた不正行為および審問の時刻と場所について、書面により競技者に速やかに通告しなければならない。(以降省略)

2013

規則69.1 重大な不正行為を犯さない義務

(a) 競技者は、規則またはグッド・マナーもしくはスポーツマンシップの重大な違反や、セーリング・スポーツの名誉を傷つけることを含む重大な不正行為をしてはならない。規則69では、「競技者」は、艇の乗員またはオーナーを指す。

(b) 規則69.1(a)違反の申し立ては、規則69の規定に従って解決されなければならない。

規則69.2 プロテスト委員会による処置

プロテスト委員会は、自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告から、競技者が規則69.1(a)に違反したと確信した場合、審問を召集することができる。プロテスト委員会が審問の召集を決定した場合には、申し立てる違反および審問の時刻と場所について、書面により競技者に速やかに通告しなければならない。(以降省略)



- ・規則69違反の申し立てに対する決定は、規則69以外の5章の規則は使ってはならない。
- ・「競技者」が、艇の乗員だけでなく、艇のオーナーも含むことに注意。

規則69.2(b)(c)

2009

規則69.1(b)

最低3名のメンバーからなるプロテスト委員会が、規則63.2、63.3(a)、63.4および63.6の手順に従って、審問を実施しなくてはならない。プロテスト委員会は、競技者が申し立てられた不正行為を犯したと判定した場合には、次のいずれかを行わなければならない。

2013

最低3名のメンバーからなるプロテスト委員会が、規則63.2、63.3(a)、63.4および63.6の手順に従って、審問を実施しなくてはならない。(以後削除)

申し立てられた不正行為の重大性を留意した上で、競技者が規則69.1(a)に違反したことが立証されたと十分に納得した場合には、プロテスト委員会は次のいずれかを行わなければならない。

(1)、(2)省略

この規則における立証基準が国の法律と矛盾する場合には、各国連盟は、ISAFの承認を得た上で、各国連盟規程にてこの規則を変更することができる。



規則69違反かどうかの立証基準を明確化した。

(「立証されたとの十分な納得」は、CASと共通認識である)



「不正行為の重大性」と「違反と立証されたとの十分な納得」がある場合には、警告またはペナルティーを課さなければならない。

規則69.3(a) / 70.1(b)

規則69.3(a)

2009

規則69.2(a)

各国協会またはISAFが、次のいずれかを受け取った場合、調査を行うことができ、適当と思えば、審問を実施しなければならない。(以降省略)

2013

各国連盟またはISAFが、次のいずれかを受け取った場合、**確立された手順に従い**調査を行わなければならない、適当と思えば、審問を実施しなければならない。(中略)

各国連盟は、その判決と理由を、それ以上の処置をしないという判決だとしても、速やかに関与した他国の連盟およびISAFに通知しなければならない。

規則70.1(b)

2013

艇は、規則63.1に定められた審問を拒否された場合、上告することができる。



近年、審問を拒否されたと上告されるケースがあり(RYA)、これを規則化した。

規則71.2

2009

各国協会は、次のいずれかのことができる。

- ・プロテスト委員会の判決を支持、変更または逆転させる
- ・抗議または救済要求の無効を宣言する
- ・同一または別のプロテスト委員会による新たな審問と判決のために、抗議の差し戻し、または審問の再開を要求する



2013

各国連盟は、次のいずれかのことができる。

- ・プロテスト委員会の判決を支持、変更または覆す
- ・抗議または救済要求の無効を宣言する
- ・審問の再開、あるいは、同一または別のプロテスト委員会による新たな審問と判決を求めて、抗議または救済要求差し戻す

各国連盟が新たな審問を求めると決定した場合、各国連盟はそのプロテスト委員会を指名することができる。



各国連盟が、新たな審問のためにオリジナルのパネルを変更した方が良いと思うとき、変えられた方が良い。

規則76.1 / 76.2

2009

主催団体またはレース委員会は、第1レースのスタート前に、その理由を述べた場合に限り、規則76.2に従うことを条件に、艇の参加申し込みを拒否または取り消し、または競技者を排除することができる。ただし、艇または競技者がISAF規定20[広告規定]に従っている限り、主催団体またはレース委員会は、広告を理由に艇の参加申し込みを拒否もしくは取り消し、または競技者を排除してはならない。『日本セーリング連盟規程5参照』

2013

規則76.1

主催者団体またはレース委員会は、第一レースのスタート前に、その理由を述べた場合に限り、規則76.3に従うことを条件に、艇の参加申し込みを拒否または取り消し、または競技者を排除することができる。艇からの要求があれば、速やかに書面でその理由を示さなければならない。艇は、拒否または排除が不適切であると考えた場合には、救済要求をすることができる。『日本セーリング連盟規程5参照』

規則76.2

主催者団体またはレース委員会は、艇または競技者がISAF規定20[広告規定]に従っている限り、広告を理由に艇の参加申し込みを拒否もしくは取り消し、または競技者を排除してはならない。



主催団体またはRCは妥当な理由なしに艇を排除すべきではない。艇は、不当な排除の場合、救済要求できるべき。これはRYA国内規程に準拠したもの。



艇からの要求時、「速やかに」の遵守必要。

規則78.2

2009

規則により艇がレースをする前に証明書を提示する必要があるが、これを提示できない場合、その艇は、有効な証明書が存在し、**大会が終了する前に提示するという、責任者が署名した誓約書**を、レース委員会が受け取った場合に限り、レースをすることができる。**証明書が期限内に受け取られなかった場合**には、その艇は、その大会のすべてのレースから失格とされなければならない。

2013

規則により艇が、レースをする前に**有効な**証明書を提示するか**またはそれが存在することを立証する**必要があるが、それができない場合、艇は**有効な証明書を持っているという責任者の署名した誓約書**をレース委員会が受け取った場合に限り、その艇はその大会のレースに参加できる。**大会終了前に証明書が提示または立証されない場合**、その艇はその大会のすべてのレースから失格とされなければならない。



近年、Webサイトに証明書を貼り付けることが普通になってきていることへの対応。
「有効な」の追加は、年会費の不払い等で期限切れのものもあるため。



RCは、証明書の有効性を確認しなければならない。

規則81

2009

レース日程が変更となった場合、**元のレースに参加したすべての艇に**、そのことを通知しなければならない。元のレースの参加要件を満たす新規の参加申し込みは、レース委員会の裁量により受け取ることができる。

2013

大会が、**レース公示に記載された日程から変更**となった場合、**参加申し込みをしたすべての艇に**通知しなければならない。レース委員会は、元の参加申し込み期限を除くすべての参加要件を満たす、新しい参加申し込みを受け入れることができる。



従来の規則での「reschedule」は、日程変更とレース開始時刻の遅延の両方を含む表現になっているが、時刻の遅延は、AP,N等、SIに記載された指示により、通常遅れることはあり、なんら規則に反していない。改定ではこの時間変更の要素を取り除いた。



日本語訳では、従来から「日程変更」と記載しているため、影響は少ない。

規則86.1(b)

2009

帆走指示書では、競技規則を変更することができる。ただし、規則76.1、付則F、規則86.1(a)に記載された規則を変更することはできない。ただし、帆走指示書では、マークの周りのゾーンを決定する艇身数を、「2」または「4」に変更することができ、その数字はすべてのマーク、およびそれらのマークを使用するすべての艇に適用される。帆走指示書にて規則または定義を変更する場合には、その規則または定義を明示し、変更を記載しなければならない。

2013

帆走指示書では、その規則を明示し、変更を記載すれば競技規則を変更することができる。しかし、規則76.1、76.2、付則R、または規則86.1(a)に記載された規則は変更できない。



ゾーンサイズを変更した例は少ない。

関連変更

J2.2(27) 規則86.1(b)に基づく、ゾーンを定める艇身数の変更。 → 削除

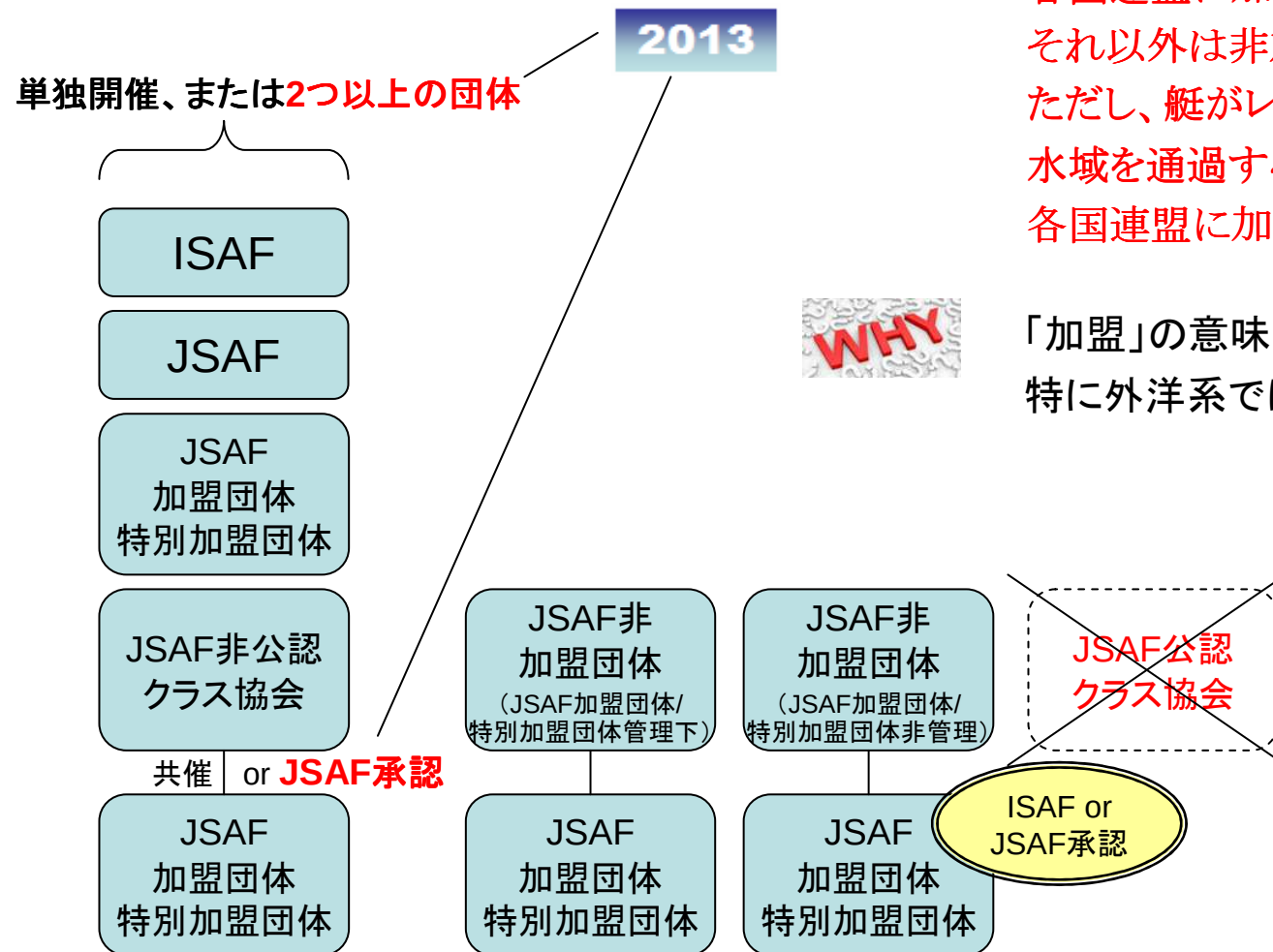
L1.5 規則86.1(b)に基づき、定義『ゾーン』の距離を[2]または[4]艇身に変更する。 → 削除



付則C、D、Eでのゾーンの変更は従来通り。

規則89.1

主催団体となり得る団体



規則89.1でいう加盟とは、その団体が開催地の各国連盟に加盟している場合をいう。
それ以外は非加盟団体である。
ただし、艇がレース中に2つ以上の各国連盟の水域を通過する場合には、寄港地の1つの各国連盟に加盟していれば加盟団体である。

「加盟」の意味の明確化。

特に外洋系では、複数の団体からなる主催は多い。

規則90.3

2009

- (a) レース委員会は、帆走指示書に、『ボーナス得点方式』か、または別の方式と明記されていない限り、『低得点方式』を用いる付則Aの規定に従って、レースまたはシリーズの得点を記録しなければならない。(以降省略)

2013

- (a) レース委員会は、帆走指示書に別の方式が明記されていない限り、『低得点方式』を用いる付則Aの規定に従って、レースまたはシリーズの得点を記録しなければならない。(以降省略)

(b) (省略)

- (c) レース委員会は、自らの記録または観察から、艇の得点を間違って記録したと判断した場合には、間違いを訂正し、修正された得点記録を競技者が入手できるようにしなければならない。



ボーナス得点方式は、ほとんど使われていない。

(c)の追加は、従来、得点の誤り発生時の修正手順が規定されていなかった。これは、付則Aに記載すべき内容のようであるが、付則AはSIで変更される。本規則は、SIでの変更が認められない条項に置くべきとした。

関連変更

A4、A4.1、K13.1、K17.1に記載の「ボーナス得点」はすべて削除。



RCに対する得点照会(OCS含む)にて、RC認めた場合には、得点を訂正するという手順が規則化された。通常行われていることなので、影響は少ないと考えられる。

規則91(b)

2009

主催団体またはISAF規定のとおりに任命され、付則Nの要件を満たしているインターナショナル・ジュリー。(以降省略)

2013

主催団体またはISAF規定のとおりに任命されたインターナショナル・ジュリー。それは規則N1に求められるように構成されなければならない、規則N2に記載された権限と責任を持たなければならない。(以降省略)

WHY

インターナショナル・ジュリーに求めることを明確化した。



規則A4.2 / A5 / A9 / A11

2009

A4.2 スタートしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、**フィニッシュ後**リタイアした艇、または失格とされた艇には、(以降省略)

2013

A4.2 スタートしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、リタイアした艇、または失格とされた艇には、(以降省略)

関連変更

A5, A9 も同様に「フィニッシュ後」は削除

A11 RAFがなくなり、RETになった。

2013

A11 DPI (Discretionary Penalty Imposed ; 裁量ペナルティーが課せられた) が追加



フィニッシュ前のリタイアの場合の略語、SIに定める失格以外のペナルティーの略語がなかった。



早速使う規則。間違えないようにしなければならない。

付則E ラジオ・セーリング競技規則（全面変更）

定義 操縦不能 new

用語 競技者 new

レース信号 削除されなくなった

※E3.8(b)にて、視覚信号はSIに規定
必要とあるため、実質的に変更なし

E1.3(a) modify 規則1.2削除された

E1.3(b) new 規則20の声かけ

E1.3(c) modify 「からまり」が「操縦不能」に集約

E1.3(d) new 規則90.2

E2.1 new 声をかけることの要件

E2.2 new 助言を与えること

E2.3 modify 「障害物」の記載が削除

E2.4 modify 保護義務のアンテナ長さを追記

E2.5 new 無線妨害

E3.7 new 黒色旗規則

E3.8(a) modify 規則30.2、33削除

※規則32.1(c)削除されなくなった(旧E3.10)

E3.8(b) new レース委員会の信号方法

E3.8(c) new コース短縮不可

E4.1 modify 規則40、44.3、45が追加

E4.2(a) modify 競技者の負傷・病気・危険な状態

E4.2(b) modify 他艇の競技者からの援助

E4.3(b) new 1回転でも有利な場合、さらに1回転

E5.1(c) modify マーク不通過等が追加

E5.2 new アンパイア制

E5.3 new アンパイア制の関連規則

E6.2 new RC、PCによる抗議

E6.4 new 抗議・救済要求時に競技役員に伝える

E6.5 modify 10分になった

E7 modify プロテスト委員会によるペナルティー

E8(b)(3)(4) modify 「0」がなくなった

※規則42が削除されなくなった(実質的に影響なし)

J1.2 (レース公示に含めなければならない事項)

2009

- (1) 変更する競技規則、変更の要約、および変更内容すべてを帆走指示書に明記するという記載(規則86参照)。
- (2) 広告をカテゴリーAに制限すること、または艇が主催団体によって指定され、提供される広告の表示を要求すること(ISAf規定20参照)、およびISAf規定20に関するその他の情報。

2013

- (1) 変更する競技規則の特定(規則86参照)、変更の要約、および変更内容すべてを帆走指示書に明記するという記載(また、規則86.2が適用される場合、ISAfが変更を許可しているという記載も含むこと)。
- (2) 主催団体によって選択され、支給される広告の表示を艇に要求すること(規則80およびISAf規定20『広告規定』参照)、およびISAf規定20に関するその他の情報。
- (14) チャーターまたは借用艇に対し、規則G3が適用されるか否か。

関連変更

J2.2 (1), (3) ← 帆走指示書に含めなければならない事項

付則K前文9 (チャーターまたは借用艇・・・)

関連参考

G3 チャーターまたは借用艇

レース公示、または帆走指示書に記載している場合、大会のためのチャーター艇または借用艇には、クラス規則に反している国を示す文字やセール番号を付けることができる。

J2.2 (帆走指示書に含めなければならない事項)

2013

- (5) 艇がレース中2ヶ国以上の水域を通過する場合に適用される各国連盟規程、およびそれらがいつ適用されるか(規則88.1参照)。
- (12) 海上での口頭による帆走指示書の変更通告手順(規則90.2(c)参照)。
- (29) 規則42.3(i)に基づく推進方法が許可される場合と条件。
- (30) 締切時刻、審問場所、および抗議、救済要求または審問再開の要求に関する特別な手順。
- (32) 規則70.5に基づく上告の権利の否認。
- (33) 規則70.3により必要な場合、上告および解釈の要請を送付できる各国連盟。



SI作成時、洩らさないよう注意が必要。



L5.4 / 9.1 / 11.2 / 13.1

2009

5.4 長時間の延長の後、1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する最低**4分**以前に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

11.2 スタート・ラインは、(中略)スタート・マークの間とする。

13 フィニッシュ・ラインは、(中略)フィニッシュ・マークの間とする。

2013

5.4 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低**5分**以前に、音響1声とともにオレンジ色の**スタート・ライン**旗を掲揚する。

9.1 マークの説明を添付_____に示す。

11.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークの**コース側**の間とする。

13.1 フィニッシュ・ラインは、(中略)フィニッシュ・マークの**コース側**の間とする。



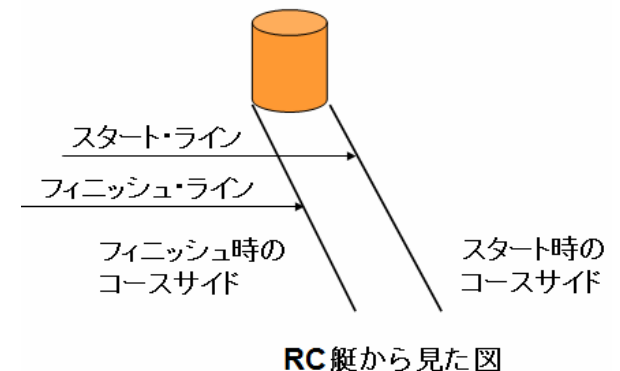
5.4 : ISAFポリシーに基づく変更。

9.1 : マーク、コース図を添付するのはよくあること。

11.2, 13.1 : アウターにマークを使用する場合、マークがレース艇に対し相対的に大きい場合がある。



アウターにマークを使用するSIは、本変更の遵守が必要。



L11.5（準備信号にU旗を追加）

2013

U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインと両端と最初のマークとで作られる三角形に中にあるてはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これは規則26を変更している。

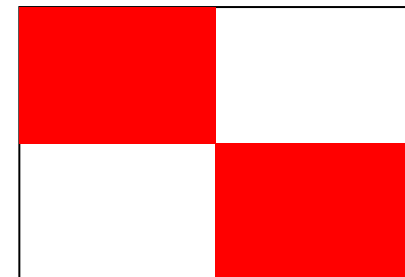


レーザークラスでは、従来より使われていた。



多くの選手への周知のため、以下の運用を推奨する。

- ・SIに本規則を含める場合、L11.5の記載のまま掲載。
（「U旗を用いる」のみの記述は不認知を招く）
- ・最初のレース開始前の艇長会議等で説明する。



L13.2 / 16.2 / 21

2009

16.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、**90分**とする。

21 広告

艇は、主催団体から支給された広告を、次のように表示し[なければならない][**てもよい**]。

2013

13.2 艇がフィニッシュしたときにレース委員会がない場合、その艇はフィニッシュ時刻と近くの艇との関連順位を、最初の妥当な機会にレース委員会に報告すること。

16.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、**またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から90分**とする。

21 大会広告

艇は、主催団体から支給された広告を、次のように表示**しなければならない**。



13.2 : 外洋レースなどで、RCの予測よりも早くレース艇がフィニッシュする場合、または荒れた状況下、フィニッシュ運営艇のすべての乗員が他艇を救助している場合などでレース中止になることを防ぐため。



L13.2は、原文の意図に鑑み、艇が報告しなくともペナルティーの対象ではない。原文の意図は、「レース運営(着順作成)に協力願う」ということ。故にshouldが用いられている。艇長会議等にて、主旨説明を含む告知と運用を推奨する。

M4.2 (新しい証拠)

2013

次の場合、「新しい証拠」である。

- 最初の審問までに、審問の再開を要求している当事者が、その証拠を発見することが常識的に不可能だった場合。
- 最初の審問までに、審問の再開を要求している当事者が、その証拠を真剣に探したが、探すことに失敗したと、プロテスト委員会が納得した場合。
- 最初の審問の時点で、当事者がその証拠を入手することは不可能だったと、いかなる情報源からでも、プロテスト委員会が知った場合。



規則66に言う「新しい証拠」の解釈を明確化した。



ジャッジは、このガイドに基づき審問再開要否を判断すべきである。



P5(a) (O旗降下時期の削除)

2009

クラス規則にて、風速が規定の制限を超えたときにパンピング、ロッキング、ウーチングが許される場合には、レース委員会は、予告信号と**同時またはそれ以前にO旗**を掲揚することで、それらの行動をクラス規則に規定された通りに許可する信号を発することができる。**O旗は、スタート信号時に降下する。**

2013

クラス規則にて、風速が規定の制限を超えたときにパンピング、ロッキング、ウーチングが許される場合には、レース委員会は、予告信号**以前にO旗**を掲揚することで、それらの行動をクラス規則に規定された通りに許可する信号を発することができる。



スタート遅れた艇にとって、O旗の信号は必要であるなど、降下時期は状況に応じて行われるべきである。



「いつ降下すべきか？」の疑問は、コース変更時の反復音響の時期と同様、
「選手に伝えることが終了したとき」が回答であろう。

付則R 上告と要請の手順

2009

付則F

2013

付則R

R2.1

(b) 規則63.1に基づく審問が、抗議または救済要求の提出後30日の内に開催されていない場合、上告者は、さらに15日以内に、抗議書もしくは要求書と、関係する文書のコピーを添え、上告書を送付しなければならない。もっともな理由がある場合、各国連盟はこの時間を延長しなければならない。

(c) プロテスト委員会が規則65を遵守しなかった場合、上告者は、審問後の妥当な期間内に、抗議書もしくは要求書と、関係する文書のコピーを添えて、上告書を送付しなければならない。

抗議書もしくは要求書のコピーが入手できない場合には、上告者は代わりにその内容の陳述書を送付しなければならない。

R4.2 各国連盟は大会に適用される規則の説明を抗議の当事者でない主催者に求めることができる。



R2.1 当事者が審問を拒否された場合、PCが審問の判決の通告をしなかった場合の上告手順の規則を追加。

R4.2 審問拒否の書面を入手できなかった場合の上告の手順を追加。



本追加規則は、いずれも審問拒否または判決なし審問の場合。あつてはならないことだが、斯様な事態発生時には、この手順に従う必要がある。

抗議書

2009

レース・オフィス受付：受付番号 日付と時刻 署名

抗議書 - 救済および審問の再開の要求にも使用

適切に記入またはレ印をつける。

1. 大会 主催団体 日付 レース番号
2. 審問の種類

艇から艇への抗議	☐	艇またはレース委員会からの救済要求	☐
レース委員会から艇への抗議	☐	プロテスト委員会からの救済の考慮	☐
プロテスト委員会から艇への抗議	☐	艇またはレース委員会からの審問再開の要求	☐
		プロテスト委員会からの審問再開の考慮	☐
3. 抗議艇、救済または審問再開を要求している艇
クラス フリート セール番号 艇名
代表者 電話番号、eメール
4. 被抗議艇または救済を考慮する艇
クラス フリート セール番号 艇名
5. インシデント
インシデントの時刻と場所
違反したと申し立てる規則 証人
6. 被抗議艇への通告、抗議の意志の被抗議艇への知らせ方
声を掛けることにより ☐ いつ 用いた言葉
赤色旗を掲揚することにより ☐ いつ
その他の方法で知らせることにより ☐ 詳細

2013

レース・オフィス受付：受付番号 日付と時刻 署名

抗議閉切時刻

抗議書 - 救済および審問再開の要求にも使用

適切に記入またはレ印をつける。

1. 大会 主催団体 日付 レース番号
2. 審問の種類

☐ 艇から艇への抗議	☐ 艇またはレース委員会からの救済要求
☐ レース委員会から艇への抗議	☐ プロテスト委員会からの救済の考慮
☐ プロテスト委員会から艇への抗議	☐ 艇またはレース委員会からの審問再開の要求
	☐ プロテスト委員会からの審問再開の考慮
3. 抗議艇、救済または審問再開を要求している艇
クラス フリート セール番号 艇名
代表者 電話番号、eメール
4. 被抗議艇または救済を考慮する艇
クラス フリート セール番号 艇名
5. インシデント
インシデントの時刻と場所
違反があったと申し立てる規制 証人
6. 被抗議艇への通告 抗議の意思をどのように伝えましたか？

☐ 声をかけることにより	いつ 用いた言葉
☐ 赤色旗を掲揚することにより	いつ
☐ その他の方法で伝えることにより	詳細

ルールブック
訂正

閉切→締切

チェックボックスを移動しました

PC使用フォーム

2009

このフォームはプロテスト委員会が使用する インシデント番号 _____ 同時審問のインシデント番号 _____

必要に応じて記入または印をつける。

取下げを要求した ☐ 署名 _____ 取下げを認める ☐
 クラス _____ フリート _____ レース _____ 抗議締切時刻 _____
 抗議、または救済もしくは審問の再開の要求は、締切時刻内に受領した ☐ 締切時刻を延長した ☐
 抗議者、または救済もしくは審問の再開を要求している当事者、代表者 _____
 その他の当事者、または救済を考慮する者、代表者 _____
 証言者の氏名 _____
 通訳 _____

利害関係者についての異議なし ☐ 備考 _____
 抗議書または要求書はインシデントを特定している ☐ _____
 最初の受領に「プロテスト（抗議）」と声をかけた ☐ _____
 声をかける必要はなかった、被抗議者に最初の受領に伝えた ☐ _____
 最初の受領に赤色旗を目立つように掲揚した ☐ _____

抗議または要求は有効、審問を続行する ☐ 抗議または要求は無効、審問を打ち切る ☐

認定した事実

船 _____ の見取図をプロテスト委員会は支持する ☐ プロテスト委員会の見取図を添付する ☐

結論と適用規則

判決

抗議：却下する ☐ レースにおいて船 _____ を失格とする ☐
 次のペナルティを課す ☐ _____

救済：与えない ☐ 次の救済を与える ☐ _____

審問再開の要求：拒否する ☐ 認める ☐

2013

このフォームはプロテスト委員会が使用する インシデント番号 _____ 同時審問のインシデント番号 _____

必要に応じて記入または印をつける。

取下げを要求した ☐ 署名 _____ 取下げを認める ☐
 クラス _____ フリート _____ レース _____ 抗議締切時刻 _____
 抗議、または救済もしくは審問再開の要求は、締切時刻内に受領した ☐ 締切時刻を延長した ☐
 抗議者、または救済もしくは審問再開を要求している当事者、代表者 _____
 その他の当事者、または救済を考慮する者、代表者 _____
 証言者の氏名 _____
 通訳 _____

利害関係者についての異議なし ☐ 備考 _____
 抗議書または要求書はインシデントを特定している ☐ _____
 最初の受領に「プロテスト（抗議）」と声をかけた ☐ _____
 声をかける必要はなかった、被抗議者に最初の受領に伝えた ☐ _____
 最初の受領に赤色旗を目立つように掲揚した ☐ _____

抗議または要求は有効、審問を続行する ☐ 抗議または要求は無効、審問を打ち切る ☐

認定した事実

船 _____ の見取図をプロテスト委員会は支持する ☐ プロテスト委員会の見取図を添付する ☐

結論と適用規則

判決

抗議： ☐ 却下する ☐ レース _____ において船 _____ を失格とする ☐
 次のペナルティを課す ☐ _____

救済： ☐ 与えない ☐ 次の救済を与える ☐ _____

審問再開の要求： ☐ 拒否する ☐ 認める ☐

チェックボックスを移動しました

残したいのはきれいな海
Let Poseidon Live!

